

土庄町  
第2期子ども・子育て支援事業計画

土庄町  
令和2年3月



# 目 次

## I 総論

第1章 計画策定にあたって .....	- 3 -
1 計画策定の趣旨 .....	- 3 -
2 計画の性格 .....	- 4 -
3 計画の期間 .....	- 5 -
4 計画の策定体制 .....	- 6 -
5 計画の推進と点検・評価 .....	- 7 -
第2章 計画の基本的な考え方 .....	- 8 -
1 計画の基本理念 .....	- 8 -
2 計画の基本目標 .....	- 9 -
3 計画の体系図 .....	- 10 -
第3章 子どもと家庭を取り巻く状況 .....	- 11 -
1 少子化の現状 .....	- 11 -
2 アンケート調査結果からみた子育て意識など .....	- 18 -

## II 各論

第1章 子どもが健やかに学び育つまち .....	- 25 -
1 健やかな成長のための教育環境 .....	- 25 -
2 要保護児童へのきめ細かな取り組み .....	- 33 -
第2章 安心とゆとりの子育てを楽しむまち .....	- 38 -
1 母性や乳幼児などの健康の確保・維持 .....	- 38 -
2 結婚から育児までの切れ目ない支援 .....	- 44 -
第3章 子どもたちを安心して育てられるまち .....	- 47 -
1 子どもの安全の確保 .....	- 47 -
2 地域における子育て支援 .....	- 49 -
3 子育て支援のための環境整備 .....	- 54 -
4 仕事と家庭の両立の推進 .....	- 56 -

### Ⅲ 法定事業の量の見込みと確保方策

第1章 教育・保育提供区域 .....	- 61 -
1 教育・保育提供区域の設定 .....	- 61 -
2 本町の教育・保育施設と子育て支援サービスの状況 .....	- 62 -
3 量の見込みと確保策の考え方 .....	- 67 -
第2章 就学前の教育・保育の量の見込みと確保策 .....	- 70 -
1 量の見込み .....	- 70 -
2 確保方策 .....	- 70 -
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保 .....	- 71 -
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....	- 72 -
1 利用者支援事業 .....	- 72 -
2 時間外保育事業（延長保育事業） .....	- 73 -
3 放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室） .....	- 74 -
4 子育て短期支援事業 .....	- 75 -
5 乳児家庭全戸訪問事業 .....	- 75 -
6 養育支援訪問事業 .....	- 76 -
7 地域子育て支援拠点事業 .....	- 76 -
8 一時預かり事業 .....	- 77 -
9 病児・病後児保育事業 .....	- 78 -
10 ファミリー・サポート・センター事業 .....	- 78 -
11 妊婦健康診査事業 .....	- 79 -
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	- 80 -
13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 .....	- 80 -

# I 総論



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、価値観の多様化、女性の社会進出、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く社会環境も大きく変化しています。これらの問題に対応するため、子どもを産みたい人が安心して子どもを産み、希望を持って子育てをすることのできる社会、そして子育てをする人が子育てを通して人生の充実感を感じることを目指し、行政や民間事業者も含めた社会全体が子どもを産み育てる人々を支援できる体制を整備していくことが必要であると言えます。

このような中、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。新制度では、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化され、全国の市町村に、幼児期の教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

本町においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「土庄町次世代育成支援行動計画（前期計画）」（平成17年3月）、「土庄町次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成22年3月）を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援に取り組んできましたが、これら計画を引き継ぐ内容と、市町村子ども・子育て支援事業計画を一体的なものとする「土庄町子ども・子育て支援計画」（以下、「第1期計画」とします）を平成27年3月に策定しました。

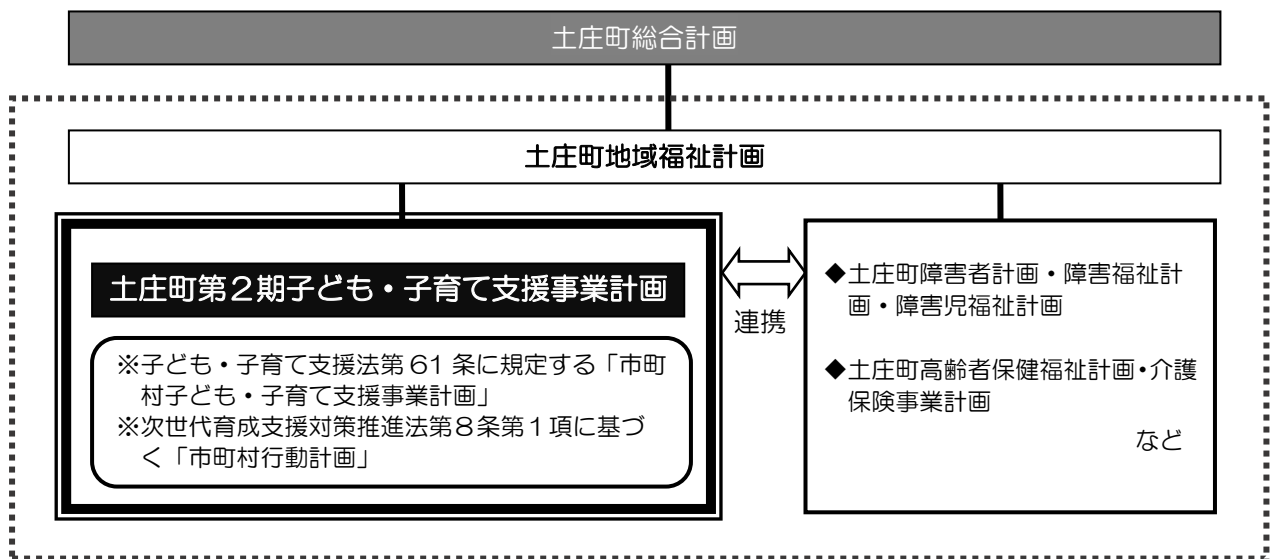
その後、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定などを踏まえ、「子育て安心プラン」（平成29年6月）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されています。また、「人づくり革命」と「生産性革命」を両輪とする「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月）および「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月）の閣議決定を踏まえ、令和元年10月から、3～5歳までの全ての子どもおよび0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されることとなりました。

本計画は、令和元年度（以下、平成31年4月～令和2年3月までの期間を指す）に「第1期計画」が終了することに伴い、こうした新たな国の動向を踏まえた、令和2年度からの本町の子育て支援の方向性を定めるものです。

## 2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容について、計画期間がともに5年間とされていること、また、計画内容に重なる部分があることから、一体的なものとして策定するものです。

子ども・子育て支援法第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。そのため、これまでの本町の取り組みとの継続性を保つとともに、他の行政分野における取り組みと連携し、施策の効果を高めるため、上位計画である土庄町総合計画、土庄町地域福祉計画および土庄町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画をはじめとする既存計画との整合性を図ります。また、その実現にあたっては、地域社会における行政と住民の協働、母子保健や児童福祉、教育、環境整備など、子どもや子育て支援に関わる施策を推進することを目指します。





### 3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法で規定する5年間を計画期間とし、令和4年度に中間見直しを行います。また、社会情勢の変化や、町の状況の変化、子どもと家庭を取り巻く状況やニーズなどの変化などあった場合は、必要に応じて見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
土庄町子ども・子育て支援事業計画〔第1期〕					土庄町子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕					土庄町子ども・子育て支援事業計画〔第3期〕				
		中間見直し		第2期計画の策定			中間見直し		第3期計画の策定			中間見直し		第4期計画の策定

## 4 計画の策定体制

アンケート調査をはじめ、広く住民参加の過程を踏まえて、庁内で検討した案について「土庄町子ども・子育て会議」で審議していただき、計画案を確定し、計画を策定する体制としました。

### 1 アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズなどを把握し、策定の基礎資料とするため、就学前児童・小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

調査票については、町内の小学校6年生以下の子どもがいる全ての保護者に配布し、下表の回答がありました。町立保育所・幼稚園・小学校に在籍する子どもの保護者には保育所・幼稚園・小学校を通じて、それ以外の子どもの保護者には郵送で、配布・回収をしました。

なお、保護者の記入負担を鑑み、就学前児童、小学生の各世帯において該当の子どもが複数いる場合、1世帯1票（就学前児童、小学生それぞれ3人まで記入可能）となるように配布をしました。

対象の保護者		配布数	回収数	回収率
就学前児童 (平成24年4月2日～平成30年12月27日生まれ)	児童数	475人	423人	89.0%
	世帯数	473世帯※	298世帯	63.0%
小学生 (平成18年4月2日～平成24年4月1日生まれ)	児童数	554人	503人	90.7%
	世帯数	548世帯※	371世帯	67.7%

※兄弟姉妹がいる場合は2重カウント

### 2 土庄町子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、子育て関係機関、子育て当事者などで組織する「土庄町子ども・子育て会議」において、審議を行いました。



## 5 計画の推進と点検・評価

### 1 計画の推進

#### (1) 計画を推進する庁内体制の整備

この計画は、子ども・子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策・事業を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、庁内において関係部局の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みを積極的に進めます。

#### (2) 協働による計画の推進

この計画は、保護者（家庭）と地域住民、学校などの関係者、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、関係機関の連携協力のもと積極的な推進を図ります。

### 2 計画の点検・評価

今回計画の策定にあたり、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の供給量などの「アウトプット評価」のみならず、利用者の視点に立った点検・評価を実施するための「アウトカム評価」として数値目標を設定しました。

計画の実効性を上げるため、計画の進捗状況およびその評価について公表し、事業効果をより明確化するとともに、継続的なPDCAサイクルの確立につながるよう推進します。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子ども・子育て支援においては、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としています。その上で、核家族の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えるとともに、子育てや子どもの成長に喜びと生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが大切です。

とりわけ、乳幼児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要となります。

本計画では、「第1期計画」を継承し、次代を担う全ての子どもたちの幸せと利益を最大限に尊重し、子どもたちが心豊かに成長できるまちを目指し、次の基本理念を定めます。

❀❀次代を担う子どもたちが幸せに生まれ育つまち❀❀

## 2 計画の基本目標

これからの子育て支援を推進するにあたり、町行政においては子どもと家庭に関わるあらゆる分野が相互に連携し、「子ども・子育て支援」を町政の主要課題の一つとして取り組む必要があり、地域社会においては子育ての孤立化を防止し、行政と住民の協働による「家庭による子育て」、「地域社会による子育て」を目指した取り組みが求められます。

この計画では、基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を柱として施策を推進するとともに、数値目標を定めます。

### 1. 子どもたちが健やかに学び育つまち

子どもたちは大人へと成長し、やがて親となり、子どもを育て、この社会を次代につないでいきます。次代の担い手である子どもたちが主体的に社会を構成する一員となるには、乳幼児期および学校での教育はもとより、その基盤となる家庭教育や社会経験などの多様な体験・学習が必要です。そのため、家庭・保育所・こども園・学校、そして地域社会における教育力の向上を図ります。

また、安心して子育てができるまちづくりを推進し、全ての子どもたちが地域社会において健康で心豊かな生活ができるよう、子育て環境の総合的な整備を進めます。

### 2. 安心とゆとりの子育てを楽しむまち

安心して子どもを産み、心と生活にゆとりを持って子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに対する正しい知識の普及とともに、安心して出産できる環境の整備、妊婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供など、関連分野や関係団体と連携して切れ目のない支援を推進します。

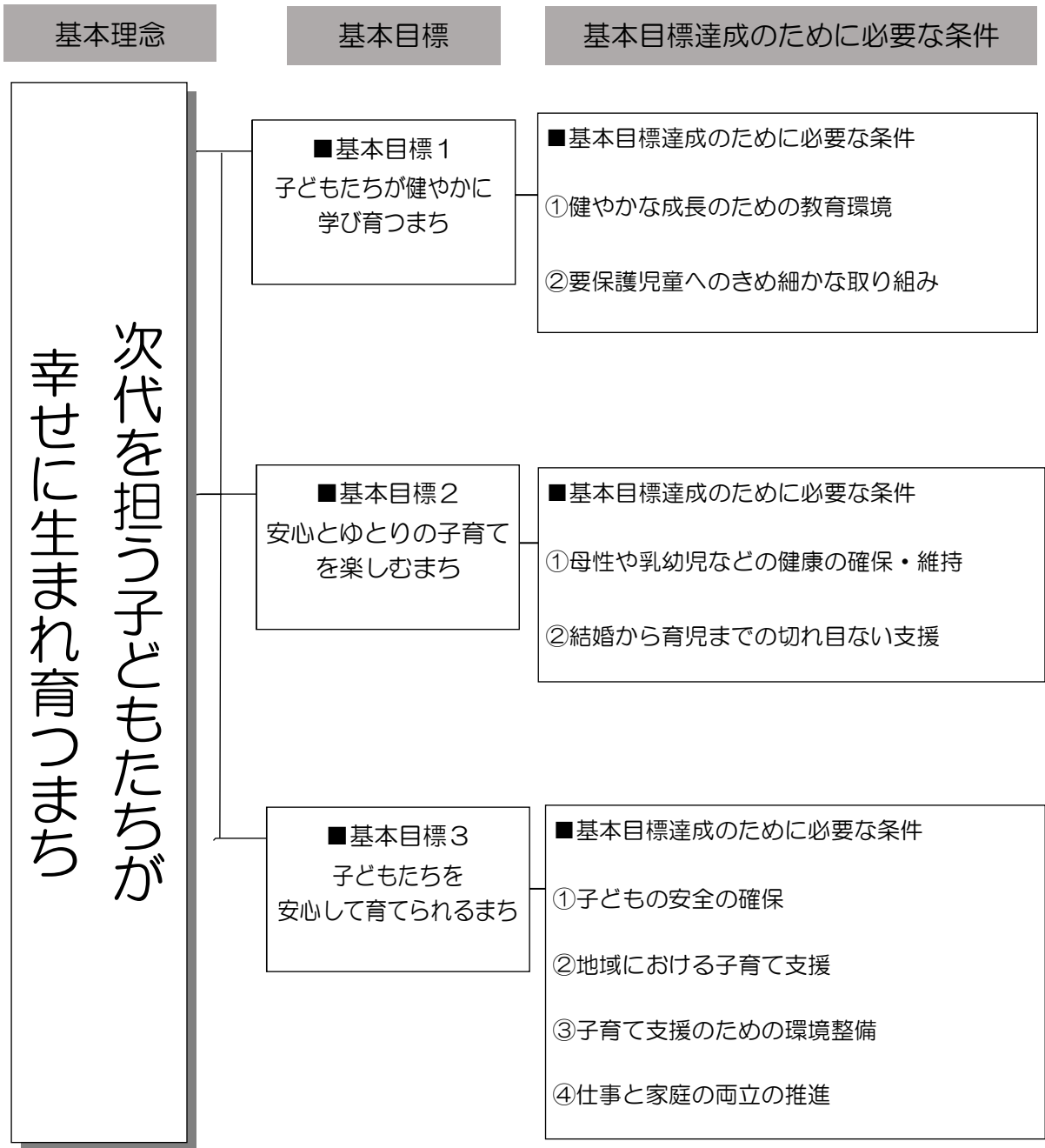
また、子どもを望む全ての人が安心して妊娠・出産・育児ができるように支援し、多くの子どもたちが生まれ育つまちを目指します。

### 3. 子どもたちを安心して育てられるまち

利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、家庭・地域・学校・行政が連携・協働し、「地域で子どもを育てる」という地域ぐるみの子育て意識の醸成に努めます。

また、防犯への配慮、外出しやすい環境など、安全かつ安心な地域社会の形成に努めます。

### 3 計画の体系図



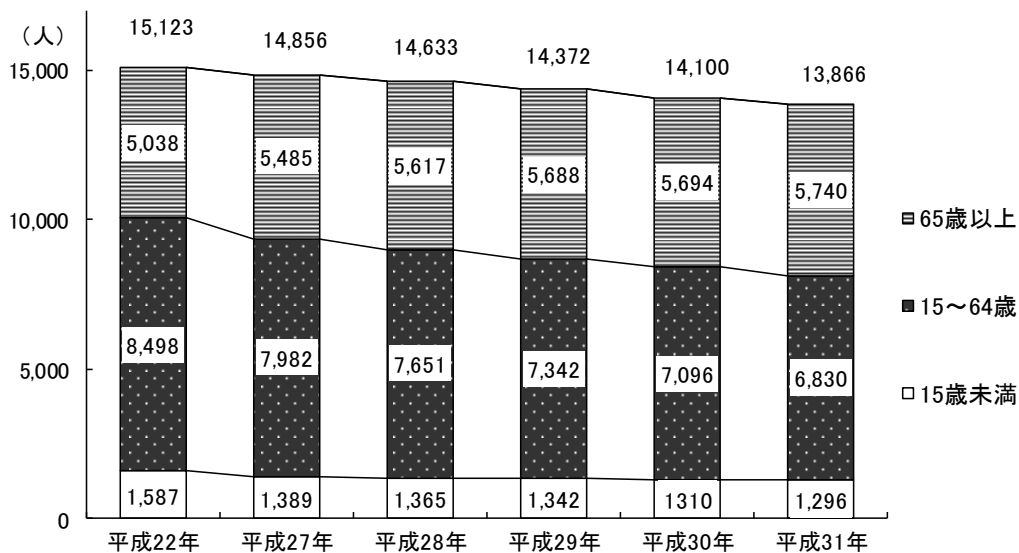
## 第3章 子どもと家庭を取り巻く状況

### 1 少子化の現状

#### (1) 総人口および年齢3区分人口の推移

平成31年4月1日の本町の総人口は13,866人となっています。平成27年からは約1,000人、平成22年からは約1,200人減少しています。

年齢3区分別に見ると、65歳以上人口は増加し、平成30年以降は4割を超えています。その一方、15～64歳人口および15歳未満人口は減少を続けており、少子高齢化が進行しています。



#### ■人口構成割合の推移

区分	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	15,123	14,856	14,633	14,372	14,100	13,866
0～14歳	1,587	1,389	1,365	1,342	1,310	1,296
割合	10.5%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%
15～64歳	8,498	7,982	7,651	7,342	7,096	6,830
割合	56.2%	53.7%	52.3%	51.1%	50.3%	49.3%
65歳以上	5,038	5,485	5,617	5,688	5,694	5,740
割合	33.3%	36.9%	38.4%	39.6%	40.4%	41.4%

資料：平成22年は国勢調査（10月1日）、平成27年～平成31年は住民基本台帳（各年4月1日）

## (2) 子ども人口の推移

本町の0～11歳の子どもの人口は減少が続いており、平成27年に1,082人（就学前児童509人、小学生573人）、平成31年には1,005人（就学前児童463人、小学生542人）と77人の減少となっています。

### ■0～11歳人口の推移

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	72	85	89	70	74
1,2歳	160	143	156	176	161
3～5歳	277	263	248	227	228
就学前計	509	491	493	473	463
低学年	290	295	273	275	254
高学年	283	297	292	281	288
小学生計	573	592	565	556	542
0～11歳計	1,082	1,083	1,058	1,029	1,005

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## (3) 人口動態

本町の人口動態について、自然動態は死亡が出生を上回る自然減、社会動態は転出が転入を上回る社会減が続いており、平成28年を除いて200～300人の間で減少をしています。

### ■人口動態

	人 口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成21年	93	219	-126	433	546	-113	-239
平成22年	91	276	-185	461	519	-58	-243
平成23年	91	252	-161	404	513	-109	-270
平成24年	90	248	-158	410	502	-92	-250
平成25年	82	265	-183	433	525	-92	-275
平成26年	71	216	-145	449	516	-67	-212
平成27年	82	250	-168	415	505	-90	-258
平成28年	92	217	-125	414	469	-55	-180
平成29年	85	244	-159	395	496	-101	-260
平成30年	71	257	-186	388	455	-67	-253

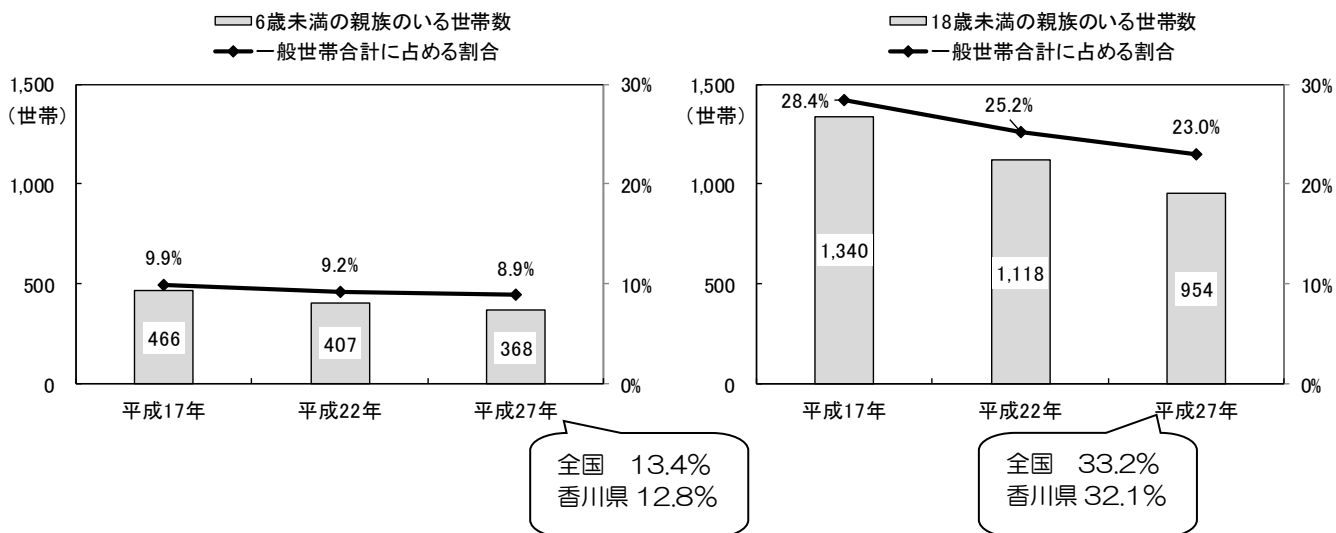
資料：人口移動調査報告（各年1月～12月）



#### (4) 世帯数および世帯割合の推移

平成 27 年の国勢調査によると、本町の親族のいる一般世帯にしめる子どものいる世帯の割合は、最年少が6歳未満の世帯で 8.9%、18歳未満の世帯で 23.0%となっており、全国・県の水準をともに下回っています。

また、平成 17 年からの推移をみると、本町の子どものいる世帯数は減少しており、その一般世帯にしめる割合も低下が続いています。



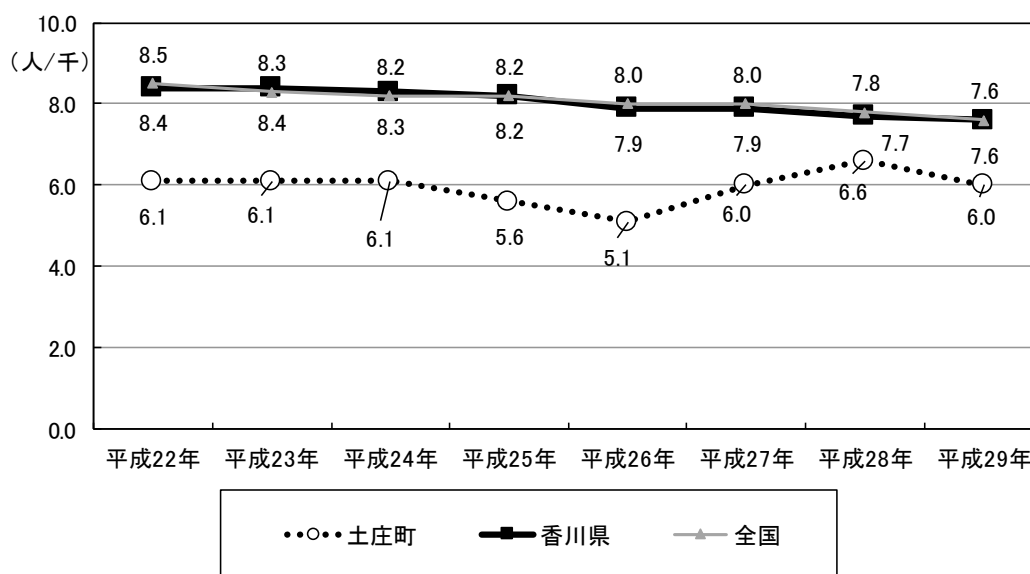
#### ■世帯構成割合の推移

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数（親族世帯）（A）	4,717	4,429	4,154
6歳未満の子どものいる世帯（B）	466	407	368
B/A(%)	9.9	9.2	8.9
核家族世帯（a）	361	308	299
a/B(%)	77.5	75.7	81.3
ひとり親世帯（c）	18	15	18
c/B(%)	3.9	3.7	4.9
その他家族世帯（b）	105	99	69
b/B(%)	23.9	20.6	18.8
18歳未満の子どものいる世帯（C）	1,340	1,118	954
C/A(%)	28.4	25.2	23.0
核家族世帯（d）	961	848	742
d/C(%)	71.7	75.8	77.8
ひとり親世帯（f）	99	104	99
f/C(%)	7.4	9.3	10.4
その他家族世帯（e）	379	270	212
e/C(%)	28.3	24.2	22.2

資料：国勢調査（10月1日）

## (5) 出生数・出生率の推移

本町の出生数は、年度によって増減がみられますが、平成26年に一時的に72人まで減少したものの80～90人台で推移しています。また、人口1,000人あたりの出生数である出生率は、5～6人台でほぼ横ばいの傾向ですが、香川県・全国値を下回っている状況です。



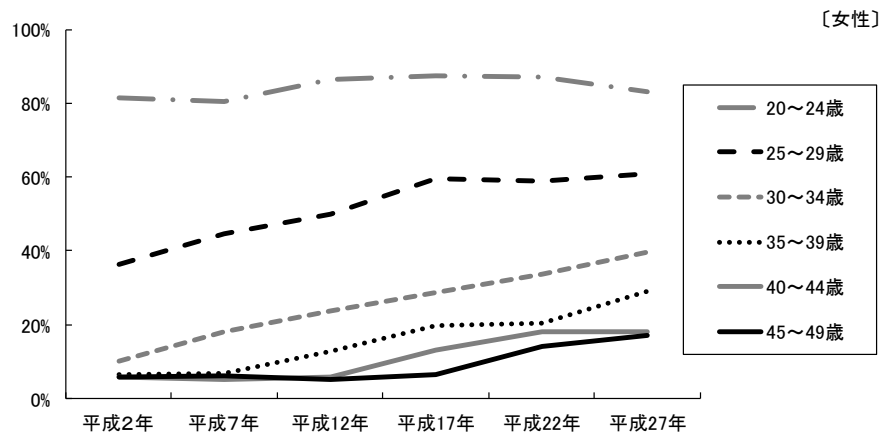
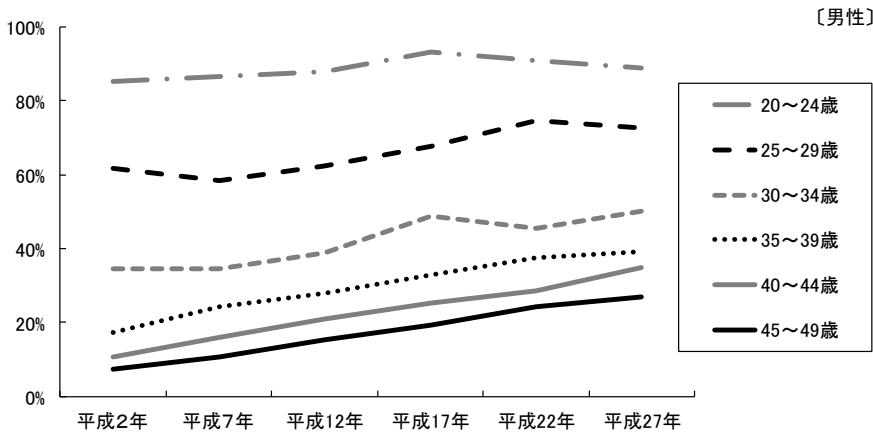
### ■出生数・出生率の推移

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	土庄町	92	90	89	81	72	84	91	82
出生率 (人/千)	土庄町	6.1	6.1	6.1	5.6	5.1	6.0	6.6	6.0
	香川県	8.4	8.4	8.3	8.2	7.9	7.9	7.7	7.6
	全国	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料：香川の保健統計指標（人口動態統計：各年1月～12月）

## (6) 未婚率の推移

国勢調査によると、本町における未婚率は、緩やかに上昇を続けています。平成27年の結果では、40歳代でも男性の約3割、女性の約2割となっていることから、非婚化が進んでいることが考えられます。



### ■未婚率の推移

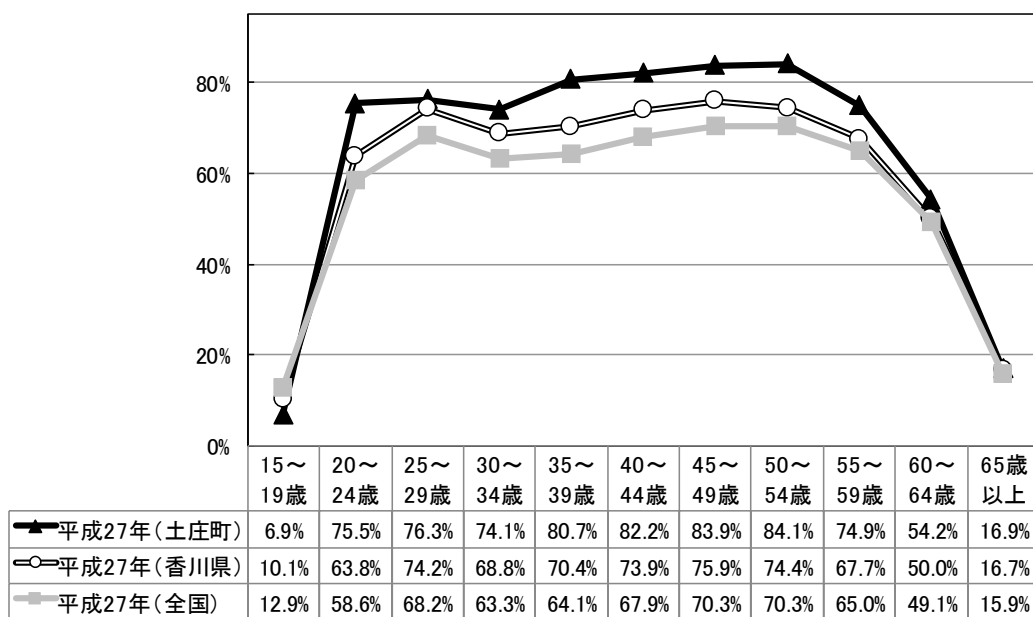
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
男性	20～24歳	86.6%	88.1%	93.4%	91.1%	88.8%
	25～29歳	58.4%	62.4%	67.8%	74.6%	72.8%
	30～34歳	34.6%	38.7%	48.7%	45.6%	50.2%
	35～39歳	24.3%	28.0%	32.8%	37.5%	39.2%
	40～44歳	15.9%	20.9%	25.4%	28.7%	34.8%
	45～49歳	10.5%	15.4%	19.3%	24.1%	27.0%
女性	20～24歳	80.5%	86.5%	87.3%	87.2%	83.0%
	25～29歳	44.6%	49.8%	59.5%	58.8%	61.0%
	30～34歳	18.0%	23.8%	28.8%	33.8%	39.5%
	35～39歳	6.7%	12.7%	19.8%	20.4%	28.9%
	40～44歳	5.3%	5.9%	13.2%	18.1%	18.1%
	45～49歳	6.0%	5.0%	6.6%	14.0%	17.1%

資料：国勢調査（10月1日）

## (7) 女性の年齢別就業率の推移

国勢調査によると、本町における平成27年の女性の年齢別就業率は、20～34歳の年齢層で7割、35～54歳の年齢層で8割を超え、香川県・全国の水準を上回る結果となっています。ただし、30～34歳の年齢層でいったん低下していることから、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いたところに再び上昇するというM字型カーブの傾向は解消されていないと考えられます。

### ■女性の就業率



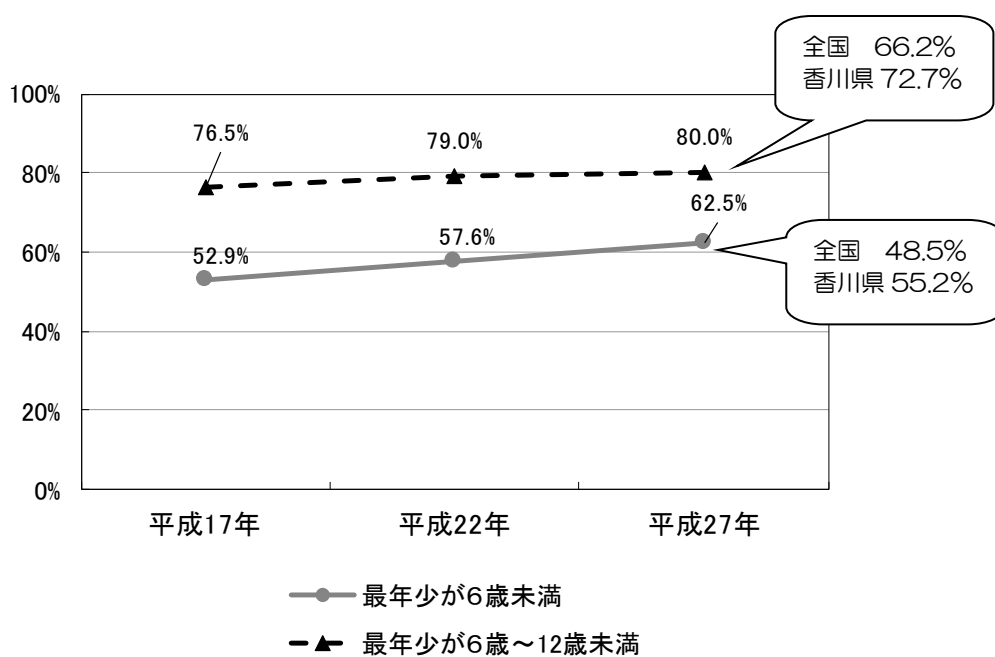
資料：国勢調査（各年10月1日）

## (8) 共働きの動向

国勢調査によると、平成27年の子どもがいる家庭における共働き家庭の割合は、最年少の子どもが6歳未満の家庭で62.5%、最年少の子どもが6～12歳未満の家庭で80.0%となっており、香川県・全国値を上回る結果となっています。また、平成22年と比較しても上昇しています。

子どものいる世帯数は減少していますが、その中で共働き家庭の割合は高くなっています。

### ■ 共働き家庭の動向



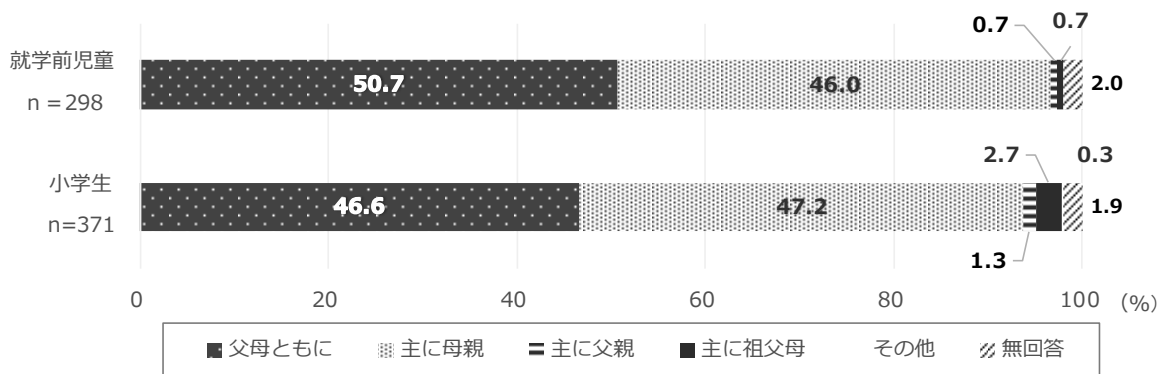
資料： 国勢調査（各年10月1日）

## 2 アンケート調査結果からみた子育て意識など

### (1) 子育て（教育を含む）を主にしている方

子育て（教育を含む）を主にしているのは、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「父母ともに」・「主に母親」と回答した方が同程度の割合となっています。子育てに対する負担が母親に集中している家庭も半数程度いることが考えられます。

#### ■子育て（教育を含む）を主にしている方（単数回答）

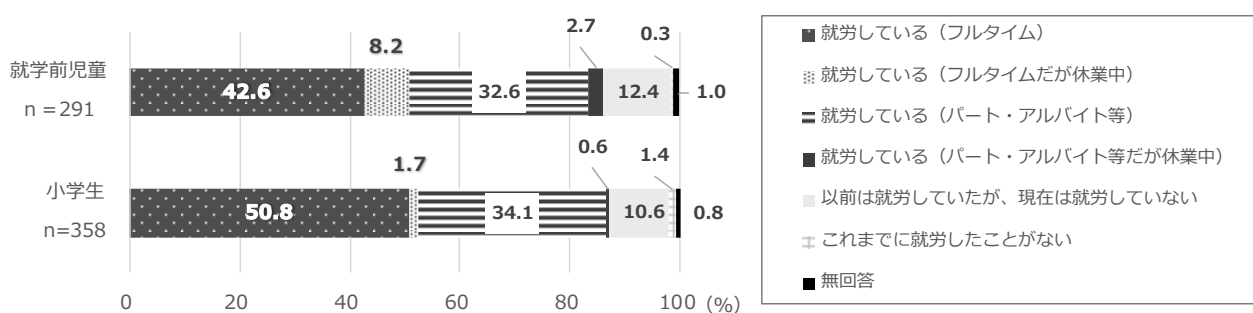


## (2) 母親・父親の就労状況

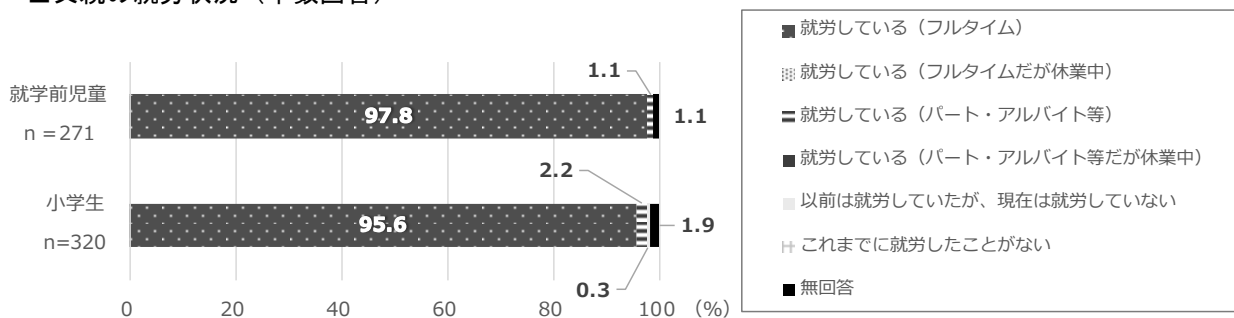
母親の就労状況については、休業中の方も含めると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに約5割がフルタイムでの就労、約3割がパート・アルバイトなどでの就労をしており、あわせると9割弱の方が就労している状況です。

父親の就労状況については、休業中の方も含めると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに9割強がフルタイムで就労している状況です。

### ■母親の就労状況（単数回答）



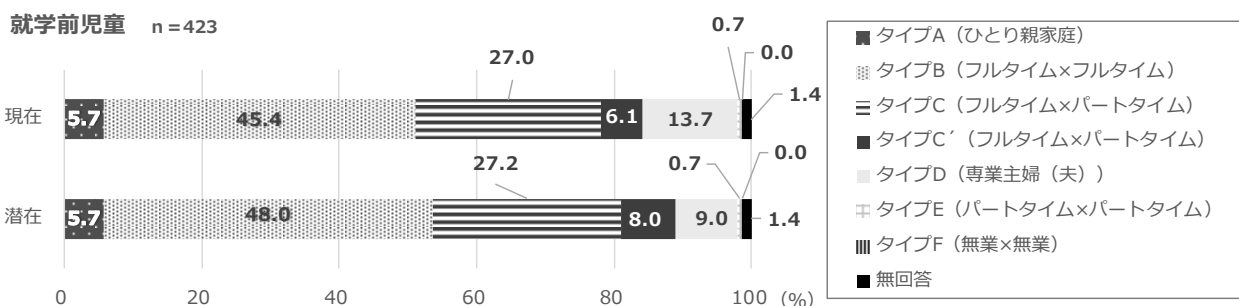
### ■父親の就労状況（単数回答）



### (3) 潜在的な共働き家庭の割合

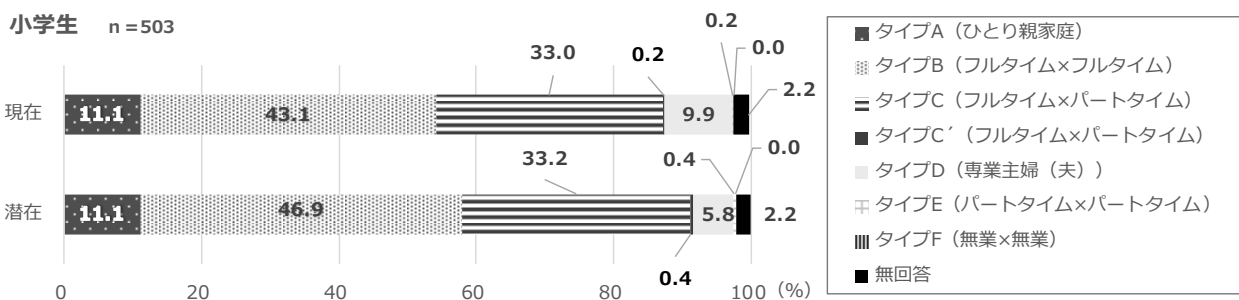
国の指針では、アンケート調査の回答から、子どもの父母の有無、父母の現在の就労状況などを類型化した「家庭類型」を求めることを示しています。また、現在パートタイムの方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が実現した場合を踏まえた「潜在的」な家庭類型を求め、この潜在的な家庭類型を踏まえた量の見込みを算出することとしています。

就学前児童保護者については、現状では、「ひとり親家庭」が5.7%、「共働き家庭（タイプB、タイプC、タイプC'、タイプE）」が79.2%、専業主婦（夫）家庭が13.7%となっています。また、潜在的な家庭類型では、「共働き家庭（タイプB、タイプC、タイプC'、タイプE）」が83.9%、専業主婦（夫）家庭が9.0%となっており、現状、13.7%の専業主婦（夫）家庭のうち、5%程度は共働き家庭となることが想定されます。



小学生保護者については、現状では、「ひとり親家庭」が11.1%、「共働き家庭（タイプB、タイプC、タイプC'、タイプE）」が76.5%、専業主婦（夫）家庭が9.9%となっています。

また、潜在的な家庭類型では、「共働き家庭（タイプB、タイプC、タイプC'、タイプE）」が80.9%、専業主婦（夫）家庭が5.8%となっており、現状、9.9%の専業主婦（夫）家庭のうち、5%程度は共働き家庭となることが想定されます。





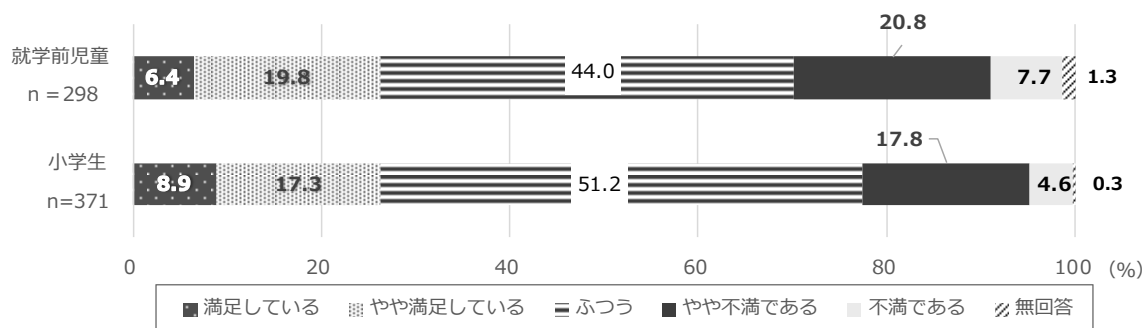
#### (4) 子育て環境や支援の満足度

町の子育ての支援や環境の満足度について、5段階で回答いただいた結果が次のとおりとなります。

就学前児童保護者については、「満足している」が6.4%、「やや満足している」が19.8%とあわせると、26.2%の方が肯定的な評価をしている一方、「不満である」が7.7%、「やや不満である」が20.8%と、あわせると28.5%の方が否定的な評価をしています。

小学生保護者については、「満足している」が8.9%、「やや満足している」が17.3%とあわせると、26.2%の方が肯定的な評価をしている一方、「不満である」が4.6%、「やや不満である」が17.8%と、あわせると22.4%の方が否定的な評価をしています。

##### ■町の子育て支援や環境に満足しているか（単数回答）





## II 各論



# 第1章 子どもが健やかに学び育つまち

## ① 健やかな成長のための教育環境

### (1) 交流促進・体験学習の提供

#### 【現状と課題】

- 子どもたちの自主性や社会性を育てる環境づくりのため、また、子どもたちが次世代の担い手として成長し自立性を育むため、学校・家庭・地域が連携して子どもたちに様々な体験や多世代とのふれあいの機会を提供することが必要です。

#### 【実施計画】

- **交流体験・自然学習ができる場の提供**  
各種行事や自然学習などを通じ、子どもとその保護者や地域の方々との交流・自然体験などの場を提供し、相互理解やふれあいを促進します。
- **社会体験的な学習機会の拡充**  
国際理解、情報、環境、福祉、健康などの時代に合った体験的な学習機会を拡充するなど、特別活動や総合的な学習の時間を利用して、「生きる力」の育成を図ります。また、学校、家庭、地域、産業界および行政機関の連携並びに協力のもと、中学生を対象に職場体験活動を実施し、生徒のキャリア教育を推進するとともに、家庭および地域の教育力向上を図ります。
- **乳幼児とのふれあい体験の推進**  
生命の尊さを知り、自分は親に愛されているという実感が得られるよう、中学生および高校生を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会を増やします。

NO	施策	内容	担当課
1	親子自然観察会	地域資源である小豆島の自然を生かし、子どもの自然に対する興味・関心の向上を図るとともに、親子の交流を促進します。	生涯学習課
2	地域ふれあい活動	地域とのふれあいを図るため、保育所・こども園の園内行事で、地域の方との交流を促進します。	教育総務課
3	学校ビオトープ	環境教育の生きた教材として活用することで、児童が自然生態系を学び、心豊かに成長することを促進します。	教育総務課
4	総合学習活動	自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を養うため、地域団体などとの交流を促進します。	教育総務課
5	職場体験学習	事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実情について体験し、働く人々と接することで社会的なルールなどを学習するとともに、子どもの精神的・社会的自立を促進します。	教育総務課
6	育児体験教室	子どもが、次代の担い手として自立し、自らの子どもを産み育てるため、乳幼児の育児体験を実施します。	教育総務課

#### 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
職場体験受入事業所数	46 箇所	50 箇所	教育総務課
交流保育実施数	3 回	3 回	教育総務課
運動教室などの開催	4 箇所（各 1 回/月）	4 箇所（各 1 回/月）	生涯学習課
学校図書館に図書館司書配置	1 人	1 人	教育総務課

## (2) 学校教育などの充実

### 【現状と課題】

- 少子高齢化や経済のグローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む中、子ども一人ひとりが個性を發揮し活躍することができるよう、基本的な生活習慣の確立、基礎的な知識や技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力、学ぶ意欲や習慣などを向上させることが求められています。また、小学校1年生が環境の変化に適應できず学校生活につまずく「小1プロブレム」に対応するため、こども園・保育所と小学校との連携強化が必要です。さらに、進学に対する保護者の不安解消のため、就学前からの情報提供や体験入学などの機会づくりなども求められています。
- 学校生活上の問題や家庭などにおける基本的な生活習慣が身につけていないことなど、不登校や長期欠席の要因・背景は多様化しています。これらの子ども・家庭への支援やその原動力となる教職員のスキル向上が課題となっています。

### 【実施計画】

- **家庭と地域の教育力向上のための学習・啓発推進**  
保護者をはじめ、地域の方々を対象に、家庭教育推進専門員の協力を得ながらワークショップを開催するなど、家庭と地域の教育力向上のための学習・啓発の取り組みを推進します。
- **教育内容の充実**  
児童生徒の学力の実態を把握し、その結果を学習指導の工夫や改善に生かしたり、教職員の専門性を生かした学習指導、少人数指導、習熟度別指導などによるきめ細かな学習指導を行ったりすることにより、児童生徒の確かな学力の向上に努めます。  
また、教職員に対しては、初任者研修および経験年数別研修のほか、人権教育や情報教育、特別支援教育、教育相談などの研修を充実し、資質の向上を図ります。
- **学校評議員制度の運用充実による信頼される学校づくりの推進**  
学校評議員制度の運用充実を通して、保護者や地域の方々からの学校運営に関する意見を教育現場に反映させるとともに、学校による自己評価、学校関係者評価などを行い、保護者や地域の方々への情報提供に努めます。



○ いじめの解消

児童生徒一人ひとりを大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係を築くなどの共通理解を教職員全員が持ち、本町のいじめ防止基本方針を基に保護者や関係機関と密に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

○ 不登校児童生徒への対応の充実

小豆地区教育支援センター「若竹教室」における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導などにより、不登校児童の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。

また、家庭に引きこもっている不登校生徒に対しては、教職員の家庭訪問による教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、保健室への登校などを利用して学校復帰を支援します。

○ 心の相談事業の充実

思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術をもった担当者の確保を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、医療機関、保健所、香川県子ども女性相談センターなど関係機関との連携強化に努め、スクールカウンセリングなど、心の相談事業の充実を図ります。

○ 子どもの自立促進に向けた教育の充実

子どもが社会の仕組みを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域との連携を図りながら、社会で生き抜く力の育成を図ります。

○ こども園など・小・中の子どもたちの交流

保育所・こども園で交流保育を行うことで、遊びの幅や言葉の数、協調性や社会性の向上を図るとともに、こども園・保育所の5歳児に友だちづくりの場を提供します。また、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などの解消のため、進学に伴う環境の変化に円滑に適應できるよう、こども園・保育所の5歳児の小学校体験入学や小学校6年生の中学校体験入学を実施します。

○ こども園など・小・中の教職員間の連携

各教職員間の連携を図り、互惠性のある交流活動、合同研究などを通して、就学前の教育・保育と学校教育の円滑な継続を意識した指導内容の検証を行います。教職員の資質の向上を図るとともに、研究会、情報交換会、就学前指導、公開授業、公開保育を通じた連携や接続の体制づくりに努めます。



## ○ 子どもの貧困対策

子どもの貧困率が上昇傾向であること、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の成立、「子供の貧困対策に関する大綱」の制定など、子どもたちを取り巻く状況は大きく変化しています。子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会を実現していくため、必要な環境整備と関係機関との連携を促進していきます。

NO	施策	内容	担当課
7	家庭教育推進専門員	家庭でのしつけや子どもとの接し方を全員参加型のワークショップにて実施します。	生涯学習課
8	少人数学習の実施	子どもの個性を生かし、子どもの多様性に応えるため、少人数学習を行い、基礎学力の定着を図ります。	教育総務課
9	学校評議員制度の活用	地域社会に開かれた学校づくりを目指し、保護者や地域の相互理解・協力関係の向上を図ります。	教育総務課
10	いじめ防止基本方針	いじめ防止基本方針に基づくマニュアルにより、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を的確に実施します。	教育総務課
11	不登校児童生徒への対応	児童生徒へのいじめ防止などの啓発を十分行うとともに、マニュアルによりの的確に対応します。	健康増進課 教育総務課
12	スクールカウンセラーの配置	心理的要因により、不登校や問題行動などを行う児童生徒の心のケアを行います。	教育総務課
13	家庭・自主学習の充実	自主学習の充実のため、保護者と連携し家庭での学習を促進します。	教育総務課
14	交流保育の促進	こども園・保育所において、他の園などの子どもたちと交流し、協調性・社会性を養います。	教育総務課
15	小・中体験入学	進学による子どもや保護者の不安解消および学校環境に円滑に適応するため、体験入学を実施します。	教育総務課
16	こども園・小・中の教職員の連携	就学前の教育・保育と小・中学校教育の接続を意識し、子どもの成長に合わせた的確な指導を行うため、教職員の資質向上を図ります。	教育総務課
17	子どもの貧困対策	貧困の程度や状況は家庭ごとに異なり、複数の要因が関係するため、各家庭の貧困の実態を的確に把握することは非常に困難です。そのため、複数の関係機関が連携できる体制を整え、貧困家庭の実態の把握と適切な支援が行えるよう努めます。	企画課 福祉課 健康増進課 教育総務課

### (3) 健康教育の充実

#### 【現状と課題】

- 子どもの健康を守るためには、子どもを取り巻く好ましくない環境を取り除くだけではなく、子どもが自分の体や健康について正しく理解をし、行動できるようになることが大切です。そのため、発育・発達に応じた環境に関する知識を周知・啓発する必要があります。
- 子どもの体力・運動能力が低下傾向にあり、要因として、塾通いや室内遊びの増加、少子化による遊び仲間の減少などが考えられます。そのため、子どもが自分の身体や健康について自ら気づき、向上の意識を持つことができる健康教育を推進するとともに、子どもの体力向上のため、体を動かす機会や場所を提供していくことが必要です。

#### 【実施計画】

##### ○ 学校における健康教育の充実

小学校の体育科、中学校の保健体育科における保健学習や関連教科、学級活動やホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康かつ安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、薬物乱用および飲酒喫煙防止教育など、健康教育の充実を図ります。

##### ○ 学校における性教育などの充実

小学校では、発達段階に応じて、生命の大切さと尊さについて教育を実施し、自他の生命の大切さに気づき、適切な行動がとれるよう指導の充実を図ります。また、中学校では、人間の性に対する基礎的、基本的事項について理解させるとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための適切な方法など、性教育の充実を図ります。

##### ○ 健康管理・体力づくりの充実

子どもが自ら、自己の身体や健康の状態を把握、確認しながら健康管理ができるよう、健康診査や体力測定の実施を促るとともに、体を動かせる場の提供に努めます。

NO	施策	内容	担当課
18	薬物乱用防止の周知・啓発	香川県と連携し、薬物乱用キャンペーンを実施することにより、子どもたちへの周知・啓発を行います。	教育総務課
19	保健教育の充実	子どもの成長に合わせ、正しい性に関する知識を周知・啓発します。	教育総務課
20	体力づくりの充実	総合型地域スポーツクラブと連携してスポーツイベントを実施し、放課後子ども教室の児童を対象に運動教室を開催するなど、体を動かす機会を提供します。	生涯学習課

## (4) 自主的・自発的活動の促進

### 【現状と課題】

- 子どもたちが次代を担う親として人間性を高めるとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのためには、行政側からの一方的な支援だけでは不十分です。自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に行動できるような学習環境を整備する必要があります。

### 【実施計画】

#### ○ 読書活動の推進・充実

大人が読書の大切さや楽しさを知り、子どもに伝えることによって家庭での読書習慣を育むよう、保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。また、子どもの読書活動を支援するために各施設や地域のボランティアと連携・協力し、読書環境の整備に努めるとともに、学級図書や学校の図書室の積極的な利用を促し、読書活動を推進します。

#### ○ 余暇活動の推進

単なる休養やストレスコントロールのための余暇活動にとどまらず、各自の目的に応じ、自己の可能性を試し、新しい自分を発見する場としての余暇活動の推進を図ります。

#### ○ ボランティア活動の推進

子どもの社会性を養うという観点から、小学生・中学生を対象としたボランティア活動を推進します。

#### ○ 生涯学習の視点

住民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、住民の多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供するとともに、習得した技術や知識を発表できる場や機会の創出などを行い、自主的・自発的な学習意欲を高める工夫を行います。

NO	施策	内容	担当課
21	中央図書館の管理運営	生涯学習教育の拠点として図書、記録その他必要な資料を収集整理、保存して住民の知的欲求に応えるとともに、人と人のふれあいや、やすらぎを生む場を提供します。	生涯学習課
22	ブックスタート	生後4ヶ月から、家庭での読み聞かせにて親子のふれあいを促進するとともに、子どもの読書への動機づけを行います。	健康増進課
23	図書貸し出しシステムの導入	児童でもパソコンを使って簡易に操作できるシステムにより、手軽に図書を手に取ることができる環境を整備します。	教育総務課
24	スポーツ町民大会 町民文化展の開催	地域団体と連携し、ニーズに合ったスポーツ大会やイベントなどを開催することで、子どもの興味・関心の掘起しに努めます。	生涯学習課
25	クリーン作戦	ふるさとを清掃することにより、地域への愛着心を形成するとともに、ボランティア活動への参加を図ります。	教育総務課
26	公民館活動	各地区の公民館において、多様なニーズに合った地域の特色あるイベントや文化展を開催します。	生涯学習課

## 2 要保護児童へのきめ細かな取り組み

### (1) 児童虐待などの予防・早期発見・早期対応

#### 【現状と課題】

- 全国的に、児童相談所への虐待相談対応件数は増加を続けており、深刻な児童虐待事件も後を絶たない状況です。このような中、令和2年4月1日から児童虐待防止法において体罰禁止が明文化され、児童虐待防止対策の抜本的強化を図っていくこととなりました。児童虐待は、多くが家庭内で起こるため外部からは見えにくいことが多く、発見が遅れると命にかかわることもあります。児童虐待の早期発見・未然防止のために、関係機関が連携し、サポート体制を構築していく必要があります。

#### 【実施計画】

##### ○ 児童虐待防止などに向けた体制の充実

児童虐待に対して、要保護児童対策地域協議会の事務局を福祉課に置き、医療、保健、福祉、教育、警察、民間団体など、関係機関のネットワークを充実させ、虐待防止等ネットワーク協議会や個別検討会を開催するなど、組織的かつ専門的対応の徹底を図ります。また、育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援などにより、育児不安の軽減を図るとともに、健診時などには親と子の関わり方にも注意を払いながら、児童虐待などの予防および早期発見に努めます。

NO	施策	内容	担当課
27	予防・早期発見のための啓発・周知	虐待防止等ネットワーク協議会が、イベントなどにてオリーブリボンを配布し、虐待について啓発・周知します。	健康増進課
28	養育支援訪問事業	保健師などが居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保します。	健康増進課
29	要保護児童等対策支援事業	虐待予防のため関係機関と連携し、個別検討会で共通認識を持ち支援します。	福祉課
30	親子あったか教室	親子遊びを通して、保育士・保健師などの専門職が関わり健全な母子関係を築くことで、児童虐待の要因となる育児不安を軽減できるよう支援します。	健康増進課

#### 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
養育支援訪問数	必要な家庭全て	必要な家庭全て	健康増進課

## (2) 障がいのある子どもと家庭に対する支援

### 【現状と課題】

- マスコミなどの影響を受けて、障がいや障がい児に対する理解、発達障がい児に対する特別な配慮の必要性などに対する理解は進みつつありますが、理解や配慮を得られず人権が侵されるという場面も未だ根強く残っています。障がい児が社会の一員として、安心して生活できる社会をつくるためには、障がい児に対する理解と認識を深めることが重要です。
- 障がいの多様化・複雑化に伴い、障がいのある子どもやその保護者に対し、早期からの支援が求められています。また、子ども本人や保護者の希望に添って、適切な教育・保育を提供していく必要がありますが、特に発達障がいのある子どもについては個々に状況が異なるため、支援方法や専門的知識を持った人材の確保が進んでいないという問題があります。
- 学校において、障がいのある児童生徒が増加するとともに、障がいの多様性により、通常学級において指導が行われている児童への対応も課題になってきています。また特別支援教育に関係する教員の専門性の向上を図る必要があります。
- 保護者の育児不安の解消や負担感の緩和を図るため、発達に遅れのある子どもの個別相談や遊びを通して親子のきずなを深め、発達の支援を充実させる必要があります。
- 障がいのある子どもが家庭や社会で安心して生活できるよう、日常生活用具や補装具の給付などによる日常生活および経済的な支援が求められています。

### 【実施計画】

- **障がいのある子どもを理解するための啓発**  
障がいのある子どもや家庭を温かく見守るとともに、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がいのある子どもに対する合理的配慮を深めるための啓発を行います。
- **障がいのある子どもの保育などの充実**  
障がいのある子どもが生まれ育った地域の保育所、こども園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の希望する保育所、こども園での受入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

## ○ 障がいのある子どもの教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者などとの連携を深め、適切な教育的支援が実現できるよう個別の支援計画および指導計画を立て、その計画の実施、評価のできる体制の整備を検討します。

また、教職員の資質向上のため、特別支援学級担当者の研修などを一層充実させ、LD（学習症）や、ADHD（注意欠如／多動症）、自閉スペクトラム症など、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、教職員に対して特別支援教育に関する学習会、研修会などへの参加を促します。

## ○ 疾病や障がいの早期発見と適切な治療・療育の推進

医療機関との連携を図り、各種乳幼児健康診査や総合的な発達相談などにより、疾病や障がいの早期発見に努め、保健医療、教育、行政などの各機関との情報の共有化や連携を図りながら、必要に応じて適切な治療または療育が提供できるよう体制の整備を図ります。

## ○ 教育相談および就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのある子ども個々の実態に即した就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。

## ○ 障がいのある子どもとその家族に対する支援

障がいのある子どもやその保護者、養育者に対し、各種年金や手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付および修理並びに日常生活用具の給付を通じて経済的支援を行います。また、発達に課題のある子どもに対して、健診などのフォローアップ事業から早期に障害児通所支援などにつなげ、支援が必要な児童や家族に対し療養の機会を確保するとともに、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期入所サービスを提供します。

## ○ 医療的ケア児への支援

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、小豆島中央病院と連携し、自立支援協議会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

NO	施策	内容	担当課
31	人権啓発教育の充実	人権啓発教育を実施し、障がい者差別を学習します。	教育総務課
32	5歳児健診	発達障がいなどの早期発見、早期治療のため4歳児を対象とした健康診断を実施します。	教育総務課
33	こども相談	各種健診などで発達が気になる乳幼児や育児不安を持つ保護者などを対象に児童心理士による相談を実施します。	健康増進課
34	特別支援員の配置	学校などに特別支援員を配置し、障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応を行います。	教育総務課
35	就学指導相談の充実	教育支援委員会の前に、障がいのある子どもをもつ家庭に対して、必要に応じて個々に就学相談を行います。	健康増進課 教育総務課
36	障害児通所支援事業	未就学の障がい児を対象として、日常生活における訓練・指導を行います。また、就学児に対しては、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行うとともに、居場所づくりを推進します。	福祉課
37	障害福祉サービス（短期入所）	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設で入浴や食事の介護などを行います。	福祉課
38	医療的ケア児への支援	小豆島中央病院と連携し、自立支援協議会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。	福祉課

### 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
障がい児通所人数	20人/月	20人/月	福祉課



### (3) ひとり親家庭に対する支援

#### 【現状と課題】

- 国勢調査によれば、本町における子どものいる世帯は減少が続いていますが、子どものいる世帯にしめるひとり親世帯の割合は、年々増加傾向にあります。
- ひとり親家庭の多くは社会的・経済的に不安定な状況に置かれていることから、生活の安定と自立を促進するための支援が必要となっています。

#### 【実施計画】

- ひとり親家庭などに対する医療費の助成  
ひとり親家庭の親と児童や父母のいない児童などに対し、医療費の自己負担分を助成します。
- ひとり親家庭に対する日常生活の支援  
ひとり親家庭で、一時的に生活環境が激変し、日常生活に支障が生じている場合に、日常生活支援を行うことで間接的に子どもの心身の健全な成長の支援を行います。

NO	施策	内容	担当課
39	ひとり親家庭などに対する医療費助成	ひとり親家庭の父母および児童、父母のいない児童などの医療費を助成します。県内医療機関の現物支給を開始するとともに、課税世帯の対象者の自己負担額を廃止します。	福祉課
40	家庭生活支援員	ひとり親家庭などの就職活動や疾病などの事由に対し、香川県事業である家庭生活支援員の活用を促し、短期間を限度として一時的な家事・介護などのサービスを提供します。	福祉課
41	母子・父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭などの親に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している子どもの福祉の向上を図るため、香川県事業である母子・父子寡婦福祉資金の周知・広報に努めます。	福祉課

## 第2章 安心とゆとりの子育てを楽しむまち

### ① 母性や乳幼児などの健康の確保・維持

#### (1) 母子保健、乳幼児の疾病予防などの推進

##### 【現状と課題】

- 本町では、妊娠期から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦健診、乳幼児健診などを実施しています。また、中学校卒業までの子どもを対象に保険診療に係る自己負担部分を助成しています。
- 定期的な予防接種については、町内の予防接種実施医療機関での個別接種を実施しているほか、利便性を考慮して、居住地以外でも定期的な予防接種が受けられる香川県広域予防接種を実施するなど、実施体制の強化と安全面の充実に努めてきました。引き続き、接種率の維持・向上、対象者への適切な情報提供など、安全な予防接種の推進と実施体制の一層の充実を図ることが重要です。
- 本町においては、小児科医の不足から夜間などに小児救急医療を受けることが難しくなっており、町内の診療所および町外の病院などと連携し、小児医療の充実に努める必要があります。そのため、妊娠届出時には、小児救急電話についてカードを用いて説明するとともに、毎年7月に行う育児教室では、医師の協力を得て、子どもの病気や対応方法について指導を行っています。

## 【実施計画】

### ○ 栄養指導の充実

赤ちゃんが可能な限り母乳によって栄養が摂取できるよう啓発を図るとともに、妊娠中から乳幼児期にかけてお母さんと家族が栄養に関する知識と実践力を身につけ、望ましい食習慣を確立できるよう、各種栄養指導などの充実を図ります。

### ○ 妊婦健康診査の徹底および訪問指導の充実

妊婦健康診査の受診率向上を目指すとともに、既往妊娠時に異常のあった妊婦など、個別の支援を要するハイリスク妊婦に対する訪問指導の充実を図ります。また、医療機関での健康診査を公費負担で受けられるよう、経済的な支援を行います。

### ○ 乳児健康診査の助成

1歳未満の乳児について、医療機関での健康診査を無料で受けられるよう、経済的支援を行います。

### ○ 乳幼児健康診査の充実

各種乳幼児健康診査の受診率向上を目指すとともに、未受診児の把握に努め、健康診査の結果により、支援が必要な場合は適切な指導・助言を行います。

### ○ 予防接種の推進

全ての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、広報や健康相談所などにより、予防接種の意義や重要性をPRし、その周知を図ります。

### ○ 子どもに対する医療費の助成

子ども医療費として、中学校卒業まで医療費の自己負担分を助成します。

### ○ 健全な発育のための生活習慣の重要性についての啓発

小児生活習慣病予防のため、望ましい食生活や正しい生活習慣を身につけることが大切であり、それには家庭の協力が必要です。乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病について知識を得て、その予防方法について学べるよう、乳幼児健康診査や小児生活習慣病予防健診などを通じて啓発を図ります。

### ○ 応急処置方法の指導および啓発

不慮の事故などに対し、正しい応急処置方法が身につけられるよう、PTAや学校などの協力を得て、その指導・啓発に努めます。

NO	施策	内容	担当課
42	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談と支援を行うため、令和2年度の開設を目指します。	健康増進課
43	離乳食教室	子どもの成長や発達に合わせた離乳の進め方ができるよう母親をサポートします。	健康増進課
44	妊婦健康診査	疾病および異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の維持・増進を図るため、妊娠期の各段階に応じた健康診査を実施します。また、個別の支援を要するハイリスク妊婦に対する訪問指導の充実を図ります。	健康増進課
45	産後ケア	産後の体調回復に不安がある方、育児に不安がある方などを対象に、関係機関と連携し継続的に支援する体制の確保に努めます。	健康増進課
46	新生児聴覚検査	新生児聴覚スクリーニング検査にかかる費用の助成をします。	健康増進課
47	乳児健康診査助成	疾病および異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の維持・増進を図るため、乳児期に健康診査（2回：1か月健診、6か月健診）を実施します。	健康増進課
48	乳幼児健康診査	疾病・障がい・異常の早期発見のため、医師などによる健診を行うとともに、成長段階に合わせた育児・栄養指導などを行います。	健康増進課
49	定期予防接種	BCG、ポリオ、四種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎、ヒブ、肺炎球菌、水痘などの予防接種を実施します。	健康増進課
50	子どもに対する医療費の助成	乳児期から中学校卒業までの子どもに対して保険診療に係る自己負担部分を助成します。	福祉課
51	小児生活習慣病予防健診	小児生活習慣病の早期発見・予防のため、小学校4年生と中学校1年生を対象に健診を実施します。	教育総務課
52	応急処置方法の指導・啓発	子どもの急な病気についての対応方法にかかる知識・理解を深めるとともに、電話相談ダイヤルなどを分かりやすく表示したハンドブックなどを作成し、周知・啓発に努めます。	健康増進課

### 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
1 1週以内の妊娠届率	94%	100%	健康増進課
乳児家庭全戸訪問率	93%	100%	健康増進課
3歳児健診時う歯のない子ども	74%	80%	健康増進課

## (2) 健康教育・相談の実施

### 【現状と課題】

- 育児不安やストレスを抱えている母親、孤立しがちな親子が増加していることから、必要に応じて家庭訪問・電話相談・健康相談などを実施しています。また、母子の健康づくりについての学習や子育ての仲間づくりの場の提供を行っています。
- 就学前児童保護者を対象に実施したニーズ調査結果では、お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所として、祖父母などの親族（80.9%）、友人や知人（75.5%）と身近な人を挙げた方が大半でしたが、保育士（36.9%）、幼稚園教諭（18.1%）、かかりつけの医師（11.1%）、保健所・保健センター（10.7%）と、子どもに関わる施設や医師などを挙げている方も一定数いました。しかし、相談できる人はいない（3.0%）と回答した方もわずかながらおり、気軽に相談できるような体制づくりを推進する必要があります。

### 【実施計画】

- **喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進**  
妊婦相談などで喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠期、授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙などを啓発、推進します。
- **妊娠および出産に関する正しい知識の普及啓発**  
妊娠期から夫婦で共に協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、妊娠および出産に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、産後ケアも含めて新生児と母親や家族のため、各種相談や参加者同士で交流できる場を提供します。
- **子育てに関する学習の場の提供**  
保健センターや子育て支援室で行われる子育て講座および講演など、子育てに関する学習の場の更なる提供に努めます。
- **歯の健康づくりの充実**  
各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行や食生活のあり方など、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

NO	施策	内容	担当課
53	喫煙に関する指導・助言	妊娠届出時において、保健師や栄養士などが妊娠期・授乳期における喫煙の正しい知識の指導・助言を行います。	健康増進課
54	妊婦相談	母子健康手帳の発行時に保健師により母子保健ガイドブックを用いて妊婦相談を行います。	健康増進課
55	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	保健師による生後4か月後までの新生児の全戸訪問、育児相談と産後うつへの早期発見のためのアンケートを実施し、産婦相談と適切なサービスの提供に努めます。	健康増進課
56	すこやかルーム	生後2か月児と母親や家族のため、育児教室・育児相談・産婦相談を実施するとともに、参加者の交流の場を提供します。参加できない方については、個別に来所相談もしくは家庭を訪問します。	健康増進課
57	1歳児相談	1歳児とその親のため、保健師による健康相談や歯科衛生士による歯みがき教室を実施します。	健康増進課
58	はみがき教室	1歳6か月健診時と2歳児健診時に離乳に伴い必要となる歯みがきについての教室を開催します。	健康増進課

### (3) 食育の推進

#### 【現状と課題】

- 食は、生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、幼児期から発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことが重要です。食を通じた豊かな人間性の形成のためには、日々の食生活に対する意識を高めるとともに、食に関する学習機会を設けていくことが必要です。

#### 【実施計画】

##### ○ 食育の推進

乳幼児からの正しい食事や望ましい食生活を定着させ、食事の自己管理能力を養うため、子どもや家庭に対して、地域との連携のもと継続的な保健指導や啓発に努めます。また、自園・学校給食が小児生活習慣病の予防や「食」に関する生きた教材となるよう、情報提供と啓発に努めます。

NO	施策	内容	担当課
59	食育の推進	食生活改善推進協議会にて推進員を養成するとともに、食育関連イベントを開催することにより、周知・啓発します。また、こども園および保育所、学校において給食で地元野菜を活用したり、農作物などの収穫体験を通じて食の大切さを知る教育を行っていきます。	健康推進課 教育総務課

## 2 結婚から育児までの切れ目ない支援

### (1) 男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

- ニーズ調査の結果によると、子育て（教育を含む）を主にしているのは、「父母ともに」と回答したのは、就学前児童保護者の50.7%、小学生保護者の46.6%にとどまっています。一方、「主に母親」と回答したのは、就学前児童保護者の46.0%、小学生保護者の47.2%となっており、子育てに対する負担が母親に集中している家庭が半数程度いることが考えられます。
- ニーズ調査の結果によると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、9割以上の父親がフルタイムで働いており、1日あたりの就労時間についても、就労中の母親に比べ長時間である傾向がみられます。しかし、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、約8割が共働き家庭であることを踏まえると、母親だけではなく父親も自主的に、地域・家庭生活に参画できるように支援していく必要があります。そのため、父親の職場中心意識、ライフスタイルを転換するような取り組みを推進する必要があります。

#### 【実施計画】

- **父親の育児への積極的参加の促進**  
妊娠期から父親の育児参加を促すための啓発を行うとともに、男性を含めた育児セミナーを開催するなど、父親の育児への積極的参加の促進を図ります。
- **男女共同参画意識の醸成**  
家庭、地域、職場など生活のあらゆる場面での男女の固定的な性別役割分担意識を是正するための啓発広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。

NO	施策	内容	担当課
60	みりよくアップ塾	男女共同参画社会の実現に向けた勉強会「みりよくアップ塾」を開催します。	住民環境課
61	周知・啓発	土庄町男女共同参画推進委員会にて男女共同参画から見た子育てのあり方について周知・啓発を行います。また、男女のパートナーシップについて町広報誌などにて周知するとともに、男性も参加しやすい家事、育児に関する講演会やセミナー、パネル展などの開催により啓発に努めます。	住民環境課



## (2) 経済的負担の軽減

### 【現状と課題】

- 本町では、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入している方に対して出産育児一時金を助成するとともに、多子世帯の第3子以降の出産時にお祝金を支給し、満3歳まで手当を支給しています。また、経済的理由によって子どもを持つ機会が阻害されないよう、不妊治療に要する費用の一部助成、第3子以降の子どもにかかる保育料無料化を実施しています。今後も、安心して子育てができるよう、国・県の施策と連携しつつ、経済的な支援を行っていく必要があります。

### 【実施計画】

- **特定不妊治療に対する助成制度の広報**  
体外受精および顕微授精の特定不妊治療に係る県の費用助成制度を拡充する意味で、本町においても特定不妊治療費助成制度を実施し、広報に努めます。
- **出産費の助成・すこやかエンゼル祝金などの支給**  
国民健康保険に加入している人が出産した場合、出産育児一時金を支給します。また、すこやかエンゼル祝金などを支給し、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。
- **こども園および保育所保育料の負担軽減**  
幼児教育・保育の無償化の対象外となる0～2歳児の課税世帯についてこども園および保育所保育料の免除制度を設けます。

NO	施策	内容	担当課
62	特定不妊治療費助成	通算5年間を限度として、1年度あたり上限額20万円とし、県の助成額を控除した額の1/2以内の範囲内で助成します。	企画課
63	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した際に、42万円を助成します。	福祉課
64	すこやかエンゼル祝金	出産にかかるお祝金として、第3子誕生で10万円、第4子以降の誕生につき20万円のエンゼル祝金を支給します。また、エンゼル祝金の対象児が満3歳になるまで毎年12万円のすこやか手当を支給します。	企画課
65	こども園および保育所保育料の減免	第3子以降の子どもにかかるこども園および保育所保育料の免除制度を設けます。	教育総務課

### 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
第3子誕生数	20件	20件	企画課

### (3) 子育て支援などの情報提供

#### 【現状と課題】

- 本町では、妊娠届出時にガイドブックを配布するとともに、よりタイムリーな発信源として町のホームページの充実に向けています。ニーズ調査の自由回答からは、積極的な情報提供を望む声が複数みられ、利用者のニーズに応じた情報発信に努めていく必要があります。


#### 【実施計画】

- **ホームページやガイドブックなどの充実**  
子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、本町の公式ホームページの充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックなど、各種情報誌の充実を図ります。
- **子育て相談窓口の設置**  
本町の子育て関連情報を集約し、身近な場所でいつでも情報提供できるように整備するとともに、子育てなどについて誰でも気軽に相談できる体制を整備します。

NO	施策	内容	担当課
66	のびのび新聞	子育てに関する様々な情報を集約し、こども園などを通して配布・普及に努めます。	健康増進課
67	保健・子育てガイドブック	妊娠届出時に子育て情報・健診事業・相談事業などをまとめたガイドブックを配布し、事業などの周知に努めます。	健康増進課
68	子育て支援室だより	子育て支援室で行われている活動や各種講座などの情報を提供します。	教育総務課
69	ホームページの活用	リアルタイムな情報を提供するため、町のホームページを活用し、子育て関連情報の一本化に努めます。	総務課
70	利用者支援事業	子育て支援室「ぴよぴよルーム」で、子育て関連の情報を提供するとともに、必要に応じて相談や助言などを行い、関係機関との連絡調整などを行います。	教育総務課

#### 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
子育て相談窓口の設置	1箇所	1箇所	教育総務課



## 第3章 子どもたちを安心して育てられるまち

### ① 子どもの安全の確保

#### (1) 交通安全・防犯対策の推進

##### 【現状と課題】

- 全国的に多発する子どもが被害に遭う事故や犯罪は、小学校の登下校の時間帯に集中しています。本町では、学校、PTA、防犯ボランティアが登下校時に子どもの見守り活動を行うとともに、子どもの安全のための啓発活動に努めています。しかしながら、近年は、高齢化に伴う防犯ボランティアの担い手不足、共働き家庭の増加による「地域の目」が減少し、見守りの空白地帯が生じていることから、登下校時における総合的な防犯対策の強化を進めていくことも必要です。
- インターネットの普及による SNS を利用した犯罪など、従来の見守り活動だけでは対応しきれない問題も懸念され、子ども自身が事故・犯罪から自分の身を守る方法を学ぶことが重要です。

## 【実施計画】

### ○ 交通安全教育の充実

交通ルールを守り、よりよいマナーが実践できる子どもを育成するため、関係機関の協力を得ながら、交通安全のための助言・指導の充実に努めます。

### ○ 安全な通学路の確保

県や自治会など、関係団体との連携のもと、通学路の点検や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTAや老人クラブなどによる交通立しようなどの充実に図ります。

### ○ 地域ぐるみによる防犯活動の推進

子どもを狙った犯罪を未然に防ぐため、地域との連携のもと、子ども110番の家の設置拡充など、通園通学路、公園、広場などの地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。また、不審者に対する対応や指導、地域における防犯意識の高揚に資するために、啓発活動を推進します。

NO	施策	内容	担当課
71	交通安全の啓発	学校などで交通安全教室を実施するとともに、交通安全パレード・キャンペーン、新入生にランドセルカバーを配布することで啓発に努めます。	教育総務課 住民環境課
72	安全な通学路の確保	通学路交通安全プログラムをもとに、定期的な合同点検の実施、対策の検討・実施、効果の把握、対策の改善・充実に努めます。また、PTAをはじめ地域の方々の協力のもと立しようを行います。	教育総務課
73	防犯灯新設など補助	自治会が行う防犯灯の新設などに要する経費の一部を助成し、夜間の犯罪防止と通行の安全を図ります。	建設課
74	道路整備	子どもや子育て世帯のため、幅の広い歩道の整備や段差の解消など、ユニバーサルデザインを意識した安全で快適な歩行空間の確保を促進します。	建設課
75	少年育成センター事業	青少年の健全育成を目指し、学校・警察・PTA・地域の協力を得て、パトロールなどを実施します。	生涯学習課

## 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
子どもの交通事故件数	0件	0件	教育総務課
少年育成パトロール	130回	130回	生涯学習課
PTAの立しよう箇所	50箇所	50箇所	教育総務課

## 2 地域における子育て支援

### (1) 地域の連携・協力の推進

#### 【現状と課題】

- 少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などの環境の変化により、子育て家庭は親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けつつ、自然に子育て力を高めていくことが難しくなっています。特に、家庭で子育てをしている保護者は、不安や負担を抱え、孤立を感じながら子育てを行っていることが多くあります。子育ての当事者である保護者、そして子育てに関わる地域住民・行政・関係機関が互いに連携し合えるような環境づくりが必要です。

#### 【実施計画】

- 「児童の権利に関する条約」の普及促進  
子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者として捉えることが重要です。「児童の権利に関する条約」の理念および内容の普及に努め、住民意識の高揚を図ります。
- 地域住民による学校教育支援体制づくりの推進  
学校での教育活動に、保護者や地域の方々が持つ特技や資格・趣味などを生かすことで、学校教育への支援と総理解を深める協働の体制づくりを進めます。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及  
子育てに関する情報の提供や相談を身近な地域で受けられることができるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員・主任児童委員の活動に関する情報の提供に努めます。
- 地域が子育てに関わることのできる仕組みづくり  
保護者や家族はもとより、地域の方々や地域における団体が、積極的に子育てに関わることができる仕組みづくりを進めます。
- 放課後子ども教室の展開  
放課後の子どもの居場所の多様性を確保するため、放課後子ども教室を開設し、児童館との緊密な連携と、地域団体や社会教育団体などの多様な協力のもとに内容の充実展開を図ります。

NO	施策	内容	担当課
76	子どもの権利条約の普及・啓発	子どもの生存・発達・保護・参加という包括的な権利について啓発を行うことで、理解を深め、地域との連携の円滑化に努めます。	住民環境課
77	学校支援ボランティア	地域住民が、学校・家庭と連携し、教育支援活動を行うことで地域社会全体の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
78	民生委員・児童委員の活動情報の普及	地域ごとに活動している民生委員・児童委員に、気軽に子ども関連の相談ができることを周知し、保護者の子育てに関する負担感などの軽減を図ります。	福祉課
79	総合型地域スポーツクラブとの連携	子どもが運動などを通して、年齢・組織などを越えて交流できるよう、総合型地域スポーツクラブとの連携を図ります。	生涯学習課
80	放課後子ども教室	地域の方々の協力を得ながら、放課後などに子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	生涯学習課

#### 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
学校支援ボランティア数	100人	100人	生涯学習課
地域スポーツクラブ整備	1箇所	1箇所	生涯学習課

## (2) 子どもと地域との関わり

### 【現状と課題】

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもの子育てをめぐる環境が大きく変化する中、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大などの問題は社会全体で取り組む課題となっており、地域の教育力の向上を図るとともに、地域の交流や連携を深め、地域ぐるみの子育て支援の充実が求められています。

### 【実施計画】

#### ○ 子ども会の運営等支援

子ども会の活性化を図るため、地域の高齢者などとの連携や、幅広い体験活動への取り組みなど、組織力向上に向けた提案を行っていくほか、集団指導者養成講演会などを実施し、その側面からの支援に努めます。

#### ○ 地域への愛着を高める活動の促進

学校教育と生涯学習のあらゆる機会を捉え、地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事や事業の充実に努めます。

NO	施策	内容	担当課
81	子ども会指導者などの育成支援	子ども会を通して、パイプ役である子どもと地域を繋ぐ育成者・ジュニアリーダー・インリーダーを育成します。	生涯学習課
82	子ども会活動支援	子どもたちが特色ある様々な活動を展開するとともに、他地域の子ども会との交流を図ることができるよう支援します。	生涯学習課
83	地域活動への参加	地域の伝統行事やイベントに参加することで世代を超えた交流が図れるよう情報提供などを行います。	教育総務課

### 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
子ども会の数	28 団体	28 団体	生涯学習課

### (3) 子育て支援施設を活用した支援の充実

#### 【現状と課題】

- 子育て支援室では、様々な子育て講座・教室を実施するとともに、出張広場（なかよしひろば）を実施し、拠点の拡大に努めています。子育ての楽しさや在宅の親子を含めた地域での子育てを支援していくため、今後も内容の充実を図る必要があります。

#### 【実施計画】

- **地域子育て支援センター事業の充実**  
土庄こども園内の子育て支援室「ぴよぴよルーム」を中心に、子育ての相談および指導や子育て情報提供の充実に努めます。  
また、未就園児とその保護者が参加し、子育ての不安や悩み、孤立感を解消し、情報交換や仲間づくりを行う「子育て広場」の拡充を図ります。
- **子育て中の親子に対する公共施設などの開放促進**  
こども園・保育所、学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう努めるとともに、地域の集会所などについても、自治会などへの理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。
- **子育ての輪創造支援**  
母親が集まる機会を利用して、母親の交流を支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。また、町の各種相談事業などが子育ての仲間づくりにつながるよう、機会の提供に努めます。

NO	施策	内容	担当課
84	地域子育て支援センター事業	子育て親子が気軽に集い相互に交流できる場として、土庄こども園内の子育て支援室「ぴよぴよルーム」で様々な子育て講座・教育を実施します。また、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	教育総務課
85	教室・講座	ベビーマッサージ教室やリズムで遊ぼうなど、子育て親子が交流しながら子育て・子育てについて学ぶ場を提供します。	教育総務課
86	子育ての輪創造支援	子育て中の母親の孤立感・不安感の解消のため、母親同士で子育ての輪を広げ、情報交換できる場を提供します。	教育総務課



#### (4) 多様な保育ニーズのためのサービスの充実

##### 【現状と課題】

- 保育所（令和元年度はこども園の2・3号認定含む）の入所者は年々増加し、1・2歳児においても年齢別児童人口に対して5割弱～7割弱の子どもが入所している状況が続いています。また、一時保育事業は町内の1箇所で、病児・病後児保育事業は医療機関に付設された施設で実施しています。

##### 【実施計画】

###### ○ 保育所入所待機児童の解消

平成31年4月現在で保育所・こども園入所待機児童は見受けられないものの、途中入所では待機せざるを得ない児童が若干発生しています。今後は待機児童の解消に向けた保育サービスの計画的な供給体制の確保を図り、待機児童の解消に努めます。

###### ○ 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、乳幼児保育、一時預かり保育などの保育サービスの充実と柔軟な対応に努めます。また、病児・病後児保育については、病院などと連携しサービスの継続に努めます。

NO	施策	内容	担当課
87	乳幼児保育事業	母親の就労や就労形態の多様化に伴う乳幼児への保育を実施します。	教育総務課
88	一時預かり保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う預かり保育や、保護者の傷病などによる緊急時の保育を実施します。	教育総務課
89	病児・病後児保育事業	保護者の都合により、家庭で病児・病後児を看ることが困難な場合、医療機関などに付設された施設で一時的に保育します。	教育総務課

### 3 子育て支援のための環境整備

#### (1) 遊び場などの確保

##### 【現状と課題】

- 本町は、島しょ部に位置しており、島の沿岸部分に沿って集落が形成されてきました。このため、子どもたちが利用できる公園が少なく、また、公園が道路の近くに位置しているなど安全面での配慮が必要となります。
- 本町の児童館は、子どもだけでなく、子育て中の保護者にとっても保護者同士の交流を図る重要な場所となっています。しかし、少子化により利用者数は減少しており、ニーズに応じたプログラムの見直しなどを検討していく必要があります。

##### 【実施計画】

- **子どもが安全にのびのびと遊べる公園などの整備**  
地域の子どもや利用者の要望を聞きながら、安全で身近に利用できる公園または緑地や子どもがのびのび遊べる芝生広場などの整備に努めます。
- **子どもが気軽に利用できる施設の整備**  
地域の子どもたちの活動拠点として児童館の管理・運営を行います。また、子どもの健全育成の場として、創意工夫にあふれた遊びを提供する魅力ある児童館づくりに努めます。

NO	施策	内容	担当課
90	子どもの遊び場提供事業	小学校および保育施設の統廃合により残された遊具を活用し、町有地において子育て世帯が集える場づくりの提供に努めます。	企画課 生涯学習課 教育総務課
91	児童館の管理運営	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の運営管理を行います。	住民環境課

##### 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
児童館の利用者数	延 10,000 人/年	延 10,000 人/年	住民環境課

## (2) 施設などの環境整備

### 【現状と課題】

- 安心して子育てをするためには、外出の際に安全で安心できる生活環境の整備が必要です。このため、公共施設などにおいて授乳コーナーやベビーシートの普及・促進を行っています。
- 平成31年4月現在、本町には、公民館（8か所）、体育館（9か所）、グラウンド（8か所）、テニスコート（1か所）、野外活動センター（1か所）があり、学校の統合などにより体育館とグラウンドは増加している状況です。

### 【実施計画】

- **公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置**  
公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。
- **公共施設の安全性の向上と子育てへの活用**  
次世代育成の主要な舞台となる公共施設について、子どもたちにとってより安全で安心な施設となるよう、子どもの視点に立った安全性の向上を図ります。また、公共施設が本来の目的の範囲内で子育てに活用できるよう、子育て支援の立場に立った施設運営のあり方を検討するとともに情報の蓄積と活用を図ります。

NO	施策	内容	担当課
92	子育て家庭に配慮した設備の推進	公共施設などに授乳コーナーやベビーシートを設置することにより、子育て家庭に配慮した設備の整備の啓発・推進に努めます。	生涯学習課 教育総務課
93	公共施設の安全性向上	子育てしやすく、活力あるまちづくりを目指し、安心して利用できるよう老朽化した公共施設などの耐震化・改修に努めます。	生涯学習課 教育総務課

## 4 仕事と家庭の両立の推進

### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 【現状と課題】

- 男女が協力して家庭を築き、子どもを育てるには、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法など法の普及・定着、時間外労働の削減や有給休暇の取得しやすい職場の環境づくり、出産・育児による離職者の再就職などの支援、事業所内保育施設の設置促進など、子育てと仕事の両立のための雇用環境の整備が必要です。ニーズ調査の結果では、育児休業に関する助成制度についての認知度が低かったため、今後は制度の周知を図っていくことが必要です。
- ニーズ調査の結果によると、育児休業を取得した母親は50.0%で、うち23.1%は保育所などの年度初めの入所に合わせたタイミングで復帰している状況です。また、短時間勤務制度について、育児休業からの復帰時期に「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」母親は、36.8%で、うち69.8%がその理由として「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。保護者のニーズにあわせた、柔軟な勤務体制などの整備が求められていると言えます。

#### 【実施計画】

##### ○ 子育てしやすい環境づくりの啓発

事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業を取りやすい雰囲気の醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮など、仕事と育児が両立し得る雇用環境づくりに対する理解や協力を求めていきます。

##### ○ 父親の育児への積極的参加の促進（再掲）

妊娠期からの父親の育児参加を促すため啓発を行うとともに、男性を含めた育児セミナーを開催するなど、父親の育児への積極的参加の促進を図ります。

##### ○ 男女共同参画意識の醸成（再掲）

家庭、地域、職場など生活のあらゆる場面での男女の固定的な性別役割分担意識を是正するための啓発広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。

NO	施策	内容	担当課
60	みりよくアップ塾 (再掲)	男女共同参画社会の実現に向けた勉強会「みりよくアップ塾」を開催します。	住民環境課
61	周知・啓発 (再掲)	土庄町男女共同参画推進委員会にて男女共同参画から見た子育てのあり方について周知・啓発を行います。また、男女のパートナーシップについて町広報誌などにて周知するとともに、男性も参加しやすい家事、育児に関する講演会やセミナー、パネル展などの開催により啓発に努めます。	住民環境課

### 【数値目標】

施策名称など	令和元年度末 (見込み)	令和6年度末	担当課
育児休業にかかる周知・啓発	3か月に1度行う	3か月に1度行う	住民環境課



### Ⅲ 法定事業の量の見込みと確保策



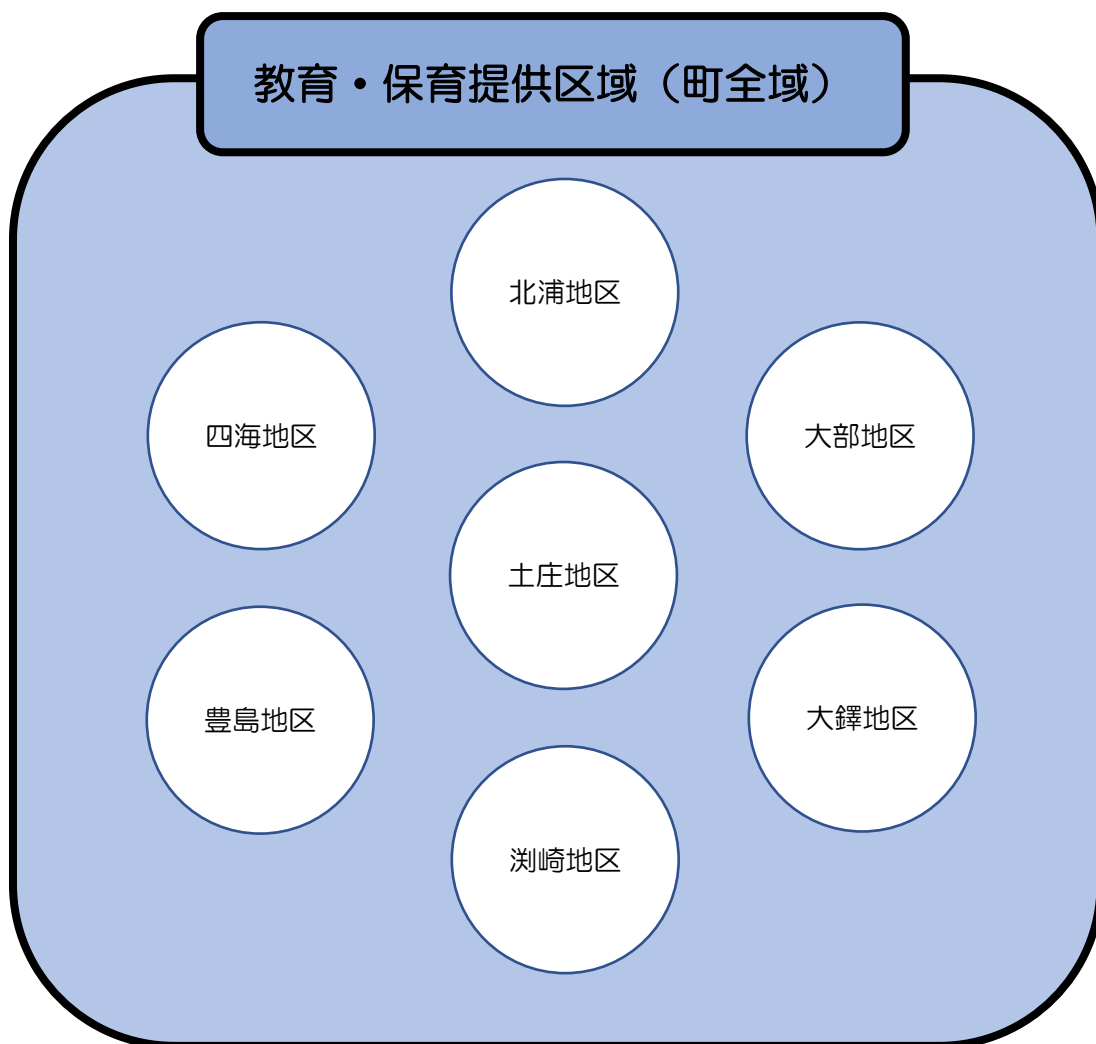


# 第1章 教育・保育提供区域

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。」としています。

本町においては、第1期計画において、町全域を教育・保育提供区域と設定しており、引き続き、町全域を教育・保育提供区域と設定します。

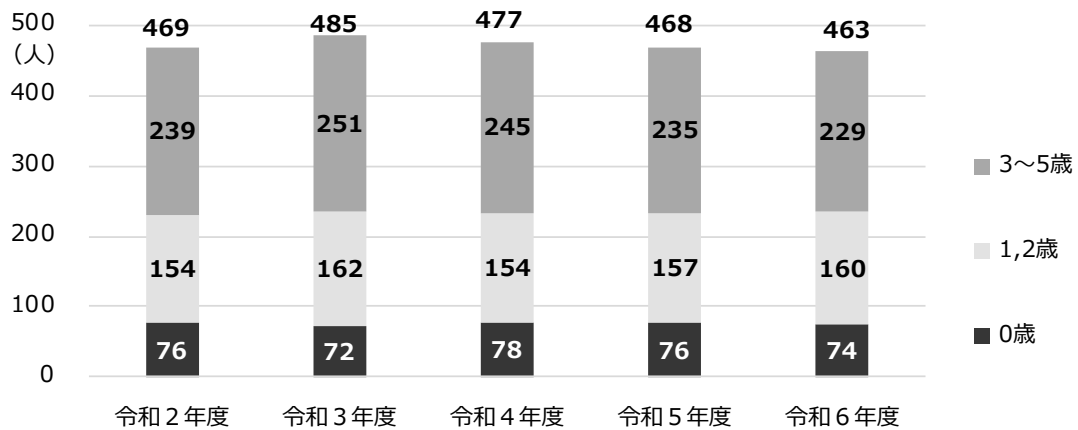


## 2 本町の教育・保育施設と子育て支援サービスの状況

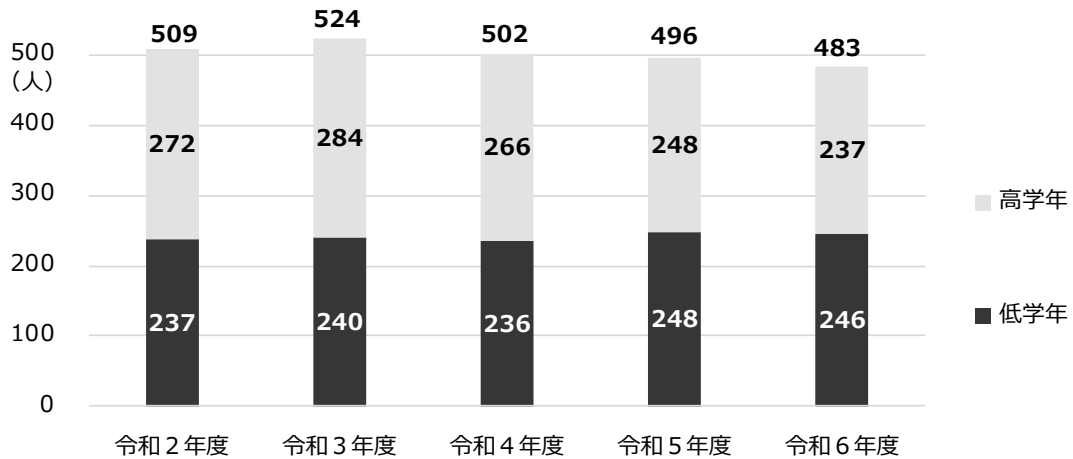
### (1) 子ども人口の状況

本町の0～11歳の子ども人口の見通しとして、令和2年には978人（就学前児童469人、小学生509人）だったものが、令和6年には946人（就学前児童463人、小学生483人）と、やや減少することが見込まれます。

【就学前児童 人口（推計値）】



【小学生 人口（推計値）】

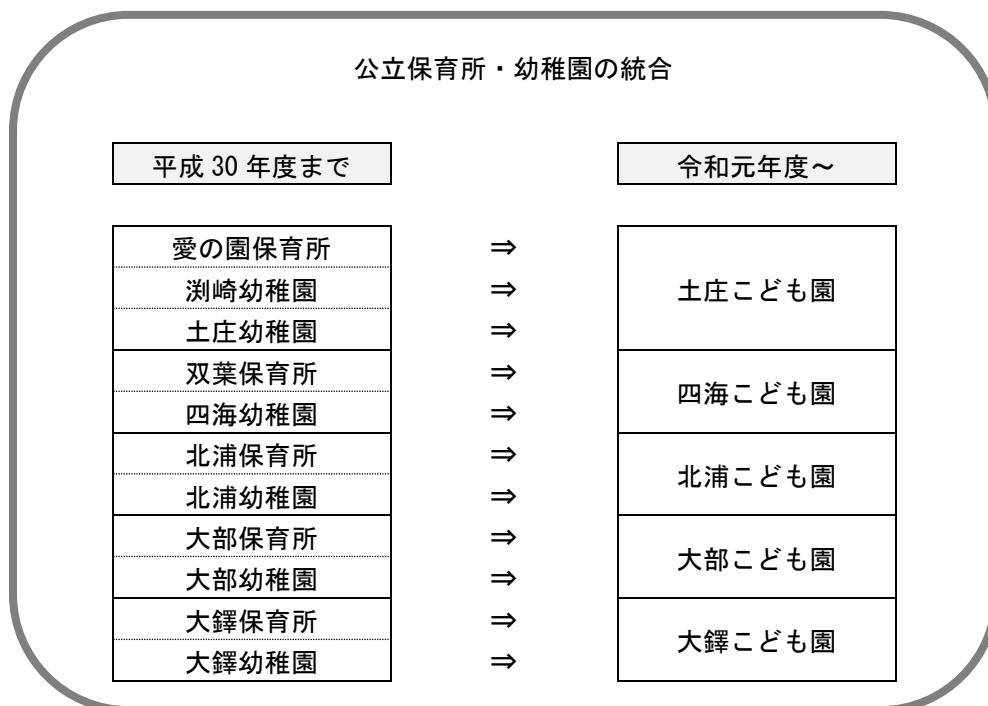


※ コーホート変化率法により、平成29～31年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに推計

## (2) 就学前の教育・保育施設の状況

本町の就学前の教育・保育施設として、公立については、幼稚園6園、保育所5園ありましたが、平成31年4月に統合し、幼保連携型認定こども園5園となりました。また、私立については、保育所が2園あります。

定員については、町内で1号認定が62人、2・3号認定が418人となっています。また、受入れ年齢については、私立1園が生後3か月から、公立1園で生後10か月から受入れており、それ以外の園は1歳から受入れています。



### ■保育所・こども園の状況（平成31年4月現在）

公・私	施設名	定員（人）		受入れ年齢	時間外保育	一時預かり
		1号	2・3号			
公立	土庄こども園	30	200	生後10か月を経過した翌月から	○	○
公立	四海こども園	9	41	1歳を経過した翌月から	○	○
公立	北浦こども園	9	41	1歳を経過した翌月から	○	○
公立	大部こども園	5	35	1歳を経過した翌月から	○	○
公立	大鐸こども園	9	41	1歳を経過した翌月から	○	○
私立	土庄保育園	-	40	生後3か月を経過した翌月から	-	○ ※未就園児対象
私立	瞳保育所	-	20	1歳を経過した翌月から	-	-

保育所（こども園の2・3号認定）の入所者は年々増加しています。また、対人口に対する入所率については、1・2歳児においても5割弱～7割弱の高い傾向がみられます。

一方、幼稚園（こども園の1号認定）の入園者数は年々減少しています。

■年齢別 保育所入所者数・入所率の推移

各年4月1日		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度※	
		人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率
年齢	0歳	4	5.6%	6	7.1%	8	9.0%	6	8.6%	5	6.8%
	1歳	41	54.7%	37	55.2%	48	57.1%	44	48.9%	40	51.9%
	2歳	47	55.3%	47	61.8%	46	63.9%	58	67.4%	53	63.1%
	3歳	44	48.4%	50	58.1%	47	63.5%	39	53.4%	65	80.2%
	4歳	27	30.3%	35	38.9%	34	40.0%	39	55.7%	50	64.9%
	5歳	22	22.7%	25	28.7%	29	32.6%	32	38.1%	53	75.7%
	計	185	36.3%	200	40.7%	212	43.0%	218	46.1%	266	57.5%

※平成27～30年度は私立2園、公立5園の合計。令和元年度は私立2園および公立こども園5園の2・3号認定の合計。

※入所率は、入所者数÷住民基本台帳人口（4月1日）

■年齢別 幼稚園入園者数・入園率の推移

各年4月1日		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		人数	入園率	人数	入園率	人数	入園率	人数	入園率	人数	入園率
年齢	3歳	39	42.9%	30	34.9%	19	25.7%	24	32.9%	12	14.8%
	4歳	58	65.2%	49	54.4%	46	54.1%	26	37.1%	20	26.0%
	5歳	66	68.0%	57	65.5%	52	58.4%	47	56.0%	12	17.1%
	計	163	32.0%	136	27.7%	117	23.7%	97	20.5%	44	9.5%

※平成27～30年度は6園の合計。令和元年度は公立こども園5園の1号認定の合計。

※入園率は、入園者数÷住民基本台帳人口（4月1日）

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

本町における、法定13事業の実施状況は下記のとおりです。

#### ■地域子ども・子育て支援事業の状況（平成31年4月現在）

事業名		実施状況
利用者支援事業		0か所
地域子育て支援拠点事業		1か所（子育て支援室「ぴよぴよルーム」）
妊婦健康診査		最大14回の健診費用を助成
乳児家庭全戸訪問事業		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問
養育支援訪問事業など		支援が必要な家庭に訪問
子育て短期支援事業		実施なし
一時預かり事業	幼稚園型（在園児対象）	5か所（公立こども園5園）
	幼稚園型以外（未就園児対象）	1か所（私立保育園）
延長保育事業		実施なし
病児保育事業		1か所（小豆島中央病院）
ファミリー・サポート・センター事業		実施なし
放課後児童健全育成事業 （放課後子ども総合プラン）		放課後児童健全育成事業（3か所） 放課後子ども教室（4か所（土庄、瀨崎、四海、大鐸））
実費徴収に係る補足給付を行う事業		実施なし
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		実施なし

#### ■地域子ども・子育て支援事業の利用実績

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時預かり事業	幼稚園型（在園児対象）	延人/年	1,573	10,145	8,137	5,419
	幼稚園型以外（未就園児対象）	延人/年	-	-	-	79
病児・病後児保育事業		延人/年	68	133	146	153
子育て支援センター	保護者	延人/年	2,790	3,060	3,330	3,546
	未就園児	延人/年	3,513	3,592	3,949	4,322
乳児家庭全戸訪問事業		人	79	88	74	77
妊婦健康診査事業		延回/年	987	1,048	957	908
養育支援訪問事業		人	2	0	1	0

#### (4) 放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室


本町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は3か所で定員70人、放課後子ども教室は4か所で実施しています。放課後児童クラブについては、平日の時間延長などのニーズへの対応、放課後子ども教室については、ボランティアの確保や施設の老朽化が課題となっています。

##### ■学年別 放課後児童クラブ利用者数・入所率の推移

各年4月1日		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率
学年	1年生	17	17.7%	19	22.1%	22	25.3%	19	22.6%
	2年生	7	7.9%	16	16.8%	15	17.4%	18	20.5%
	3年生	7	6.9%	5	5.7%	13	13.5%	13	15.3%
	4年生	3	3.2%	5	4.9%	5	5.7%	7	7.2%
	5年生	0	0.0%	3	3.3%	1	1.0%	3	3.5%
	6年生	0	0.0%	0	0.0%	4	4.3%	0	0.0%
	低学年計	31	10.8%	40	14.9%	50	18.6%	50	19.5%
	高学年計	3	1.0%	8	2.8%	10	3.6%	10	3.5%
	計	34	5.9%	48	8.6%	60	10.9%	60	11.1%

##### ■放課後子ども教室利用者数の推移

放課後子ども教室		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
土庄教室 (わくわくルーム)	利用者数	3,672	2,670	2,348	2,844
	実施回数	209	213	209	204
淵崎教室 (なかよしルーム)	利用者数	2,785	4,048	4,467	4,665
	実施回数	209	214	210	210
四海教室 (よつみルーム)	利用者数	1,201	1,884	1,664	1,682
	実施回数	209	212	209	207
大鐸教室 (ぬでっこ☆スターズ)	利用者数	2,738	2,134	1,121	1,256
	実施回数	208	214	211	210
町全体	利用者数	10,396	10,736	9,600	10,447



### ③ 量の見込みと確保策の考え方

子ども・子育て支援サービスの量の見込みについては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」および算出用のワークシート（以下「国のワークシート」とします）に準じ、平成31年1月実施のニーズ調査結果から算出しました。

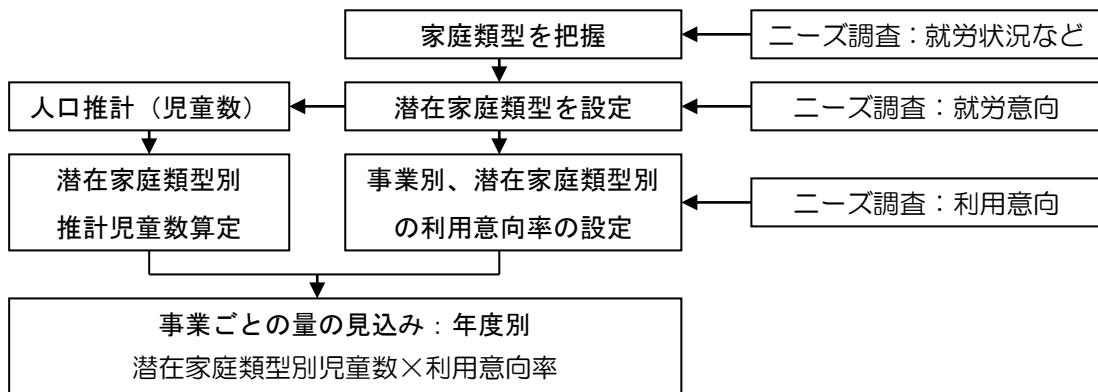
ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされています。

そのため、本町の実績値の推移などを鑑みて、一部補正を行ったものを量の見込みとしています。

**参考** 「国の手引き」による算出方法

- ・ニーズ調査対象者の家庭を、保護者の就業状況に基づく家庭類型に分類します。
- ・各事業における家庭類型ごとの利用意向率を把握します。
- ・各年度の人口を推計します。
- ・各年度の推計児童数に家庭類型ごとの利用意向率を乗じて、「幼児期の学校教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みを算出します。

■量の見込みの算出とニーズ調査の関係



■「国のワークシート」のイメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数（人）	×	潜在家庭類型割合	=	家庭類型別児童数
タイプA	●●人 ※推計児童数	×		=	
タイプB		×		=	
タイプC		×		=	
タイプC'		×		=	
タイプD		×		=	
タイプE		×		=	
タイプE'		×		=	
タイプF		×		=	

・ニーズ量の算出

家庭類型	家庭類型別児童数	×	利用意向率	=	ニーズ量
タイプA		×		=	
タイプB		×		=	
タイプC		×		=	
タイプC'		×		=	
タイプD		×		=	
タイプE		×		=	
タイプE'		×		=	
タイプF		×		=	



■家庭類型の種類

タイプ分類	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間※～120時間の一部）
タイプC´	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間※～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間※～120時間の一部）
タイプE´	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間※～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

※本町では保育下限時間を48時間としている。

■国から示された「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	保育認定②（認定こども園および保育所）	3～5歳
4	保育認定③（認定こども園および保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
5	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	一時預かり事業	
	・幼稚園型 ・幼稚園型以外	3～5歳 0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
12	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

※上記以外に、妊婦健康診査、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などについてはニーズ調査によらず推計。

## 第2章 就学前の教育・保育の量の見込みと確保策

### ① 量の見込み

「国の手引き」に準じて、家庭類型ごとに、将来の児童人口とニーズ調査結果による利用意向率を乗じて量の見込みを算出し、これを合算した結果を量の見込みとします。なお、0～2歳児は、ニーズ調査結果による育休取得の状況を勘案しています。


		実績		推計			
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定こども		44	42	44	43	42	40
2号認定こども		168	194	204	199	191	186
3号認定こども	0歳	5	11	10	11	11	11
	1, 2歳	93	126	133	126	129	131
計		310	373	391	379	373	368

### ② 確保方策

町内に居住する子どもの教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、以下のとおりです。

	量の見込みと確保方策 (単位：人)											
	令和2年				令和3年				令和4年			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
①量の見込み	42	194	11	126	44	204	10	133	43	199	11	126
②確保方策 特定教育・保育施設	62	285	23	132	62	285	23	132	62	285	23	132
	認定こども園 5園 (1号定員：62人、2・3号定員358人) 保育所 2園 (2・3号定員60人)											

	量の見込みと確保方策 (単位：人)											
	令和5年				令和6年							
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
①量の見込み	42	191	11	129	40	186	11	131				
②確保方策 特定教育・保育施設	62	285	23	132	62	285	23	132				
	認定こども園 5園 (1号定員：62人、2・3号定員358人) 保育所 2園 (2・3号定員60人)											



### ③ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本町では、私立保育所の小学校訪問や小学生とこども園児との交流学習などを実施しています。引き続き、こども園、保育所と小学校が、幼児・児童の実態や課題などについて交流を行い、一貫した教育への連携を強化します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、主任指導主事による保育施設のニーズに応じた巡回指導や、教育委員会における園訪問などを実施しており、今後も取り組みを継続していきます。

さらに、外国につながる幼児や障がい児など、特別な支援が必要な幼児・家庭に対しては、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

## 第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### 1 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、子育て関連の情報を提供するとともに、必要に応じて相談や助言などを行い、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

#### ◆量の見込み

本町では、土庄こども園内の子育て支援室で、子育て家庭への支援強化のため、令和2年度より、利用者支援事業を実施します。当面は基本型1か所とし、利用実態を踏まえて見直すこととします。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談と支援を行うため、令和2年度に子育て世代包括支援センターの開設を目指しており、母子保健型1か所も見込むこととします。

	区分	推 計 値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容 (実施施設)	土庄こども園（子育て支援室）					

	区分	推 計 値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容 (実施施設)	子育て世代包括支援センター（健康増進課）					

#### ◆確保方策と今後の方針

当面は基本型1か所で供給量を確保できる見込みです。令和2年度より実施予定であり、利用実態を踏まえて見直すこととします。

また、令和2年度に子育て世代包括支援センターの開設を目指します。

## ② 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間などにより、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育を行う事業です。

### ◆量の見込み

「国の手引き」に準じて、保育が必要な家庭類型ごとに、将来の児童人口とニーズ調査結果による利用意向率を乗じて量の見込みを算出し、これを合算した結果を量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
②確保量	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容 (実施施設)	0か所（実施予定なし）				

### ◆確保方策と今後の方針

保育教諭の確保が困難である中、量の見込みが極端に少なく、現状では実施することは難しい状況です。今後、ニーズが高まれば、保育教諭の確保とあわせ実施について検討します。

### 3 放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備などを推進するものです。

#### 放課後児童クラブ

放課後保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、就労支援として授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えることで、その健全な育成を図る事業です。

#### 放課後子ども教室

地域の方々の協力を得ながら、放課後などに子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図る事業です。

#### ◆放課後児童クラブの量の見込み

本町の平成 31 年実施のアンケート調査結果では、小学生保護者の母親のうち 9 割弱が就業している状況であり、今後、女性の就業率が大きく上昇する可能性は低いと考えられます。また、「国の手引き」に基づく算出では実態と大きく乖離するため、平成 27 年度～平成 30 年度の利用率のうち、もっとも高い率を将来の児童人口に乘じ、量の見込みとします。

		推 計 値				
		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①量の見込み		64 人	65 人	65 人	65 人	65 人
	1 年生	18 人	21 人	22 人	22 人	21 人
	2 年生	18 人	15 人	17 人	18 人	18 人
	3 年生	14 人	14 人	12 人	13 人	13 人
	4 年生	6 人	7 人	7 人	5 人	6 人
	5 年生	4 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	6 年生	4 人	5 人	4 人	4 人	4 人
②確保量	定員	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
	か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

#### ◆放課後子ども教室の量の見込み

「国の手引き」による算出の対象とはなっていないため、平成 27 年度～平成 30 年度の利用率の平均値を将来の児童人口に乘じ、量の見込みとします。

		推 計 値				
		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①量の見込み		延 9,727 人	延 10,014 人	延 9,593 人	延 9,478 人	延 9,230 人
②確保の内容		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

#### ◆確保方策と今後の方針

放課後児童クラブは町内 3 か所で定員 70 人、放課後子ども教室は町内 4 か所での実施を継続し、障がい児など、支援が必要な子どもについても、円滑な受入れができるよう努めていきます。

また、放課後子ども教室におけるボランティアの確保や施設の整備に努めるとともに、両事業の時間延長などのニーズについては、今後、ニーズが高まった場合、実施について検討します。

さらに、全ての小学生が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に向けて検討していきます。

## 4 子育て短期支援事業

### 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育などが一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設などにおいて、児童や母子を一時的に養育・保護する事業です。

### 夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）

保護者の仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設などで預かる事業です。

#### ◆量の見込み

「国の手引き」に準じた算出からは、ニーズが見込まれませんでした。

#### ◆今後の方針

本町が位置する、小豆島・豊島には養護するために適した児童施設がないため、実施することができません。このため、家族・親族・地域などの間で子どもをみてもらえる気運の醸成に努めます。

## 5 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

#### ◆量の見込み

アンケート調査結果によらずに推計することとなっています。本町では新生児のいる全ての家庭を訪問することを目標としているため、新生児数（推計）を量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	76人	72人	78人	76人	74人
②確保量	76人	72人	78人	76人	74人
確保の内容	健康増進課による全戸訪問				

#### ◆確保方策と今後の方針

提供体制は現状で確保できているため、訪問率100%を目指します。また、本事業により、特に支援を必要とする家庭を的確に把握し、相談などによるフォローを行うとともに、必要に応じて養育支援訪問事業などに引き継ぎを行います。

## 6 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### ◆量の見込み

アンケート調査結果によらずに推計することとなっています。平成27年度～平成30年度の対象者数の平均を量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
②確保量	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容	健康増進課による対象者への訪問				

### ◆今後の方針

保健師などにより実施体制が確保できるように努めます。

## 7 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### ◆量の見込み

主に在宅児が利用する事業ですが、国の手引きでは0～2歳の全ての児童を対象とした算出となっています。国の手引きに基づく算出では実態と大きく乖離するため、過去5年間（平成27年度～平成30年度）の利用率のうち、もっとも高い率を将来の児童人口に乘じ、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	延3,516人	延3,636人	延3,576人	延3,509人	延3,471人
②確保量	延3,516人	延3,636人	延3,576人	延3,509人	延3,471人
確保の内容 (実施場所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### ◆確保方策と今後の方針

子育てに関する講座や教室を実施することにより、親子のふれあいや保護者の交流の場として機能するように努めます。「びよびよだより」にて情報を提供するだけでなく、利用者支援事業を実施し、情報提供・相談・助言などの充実に努めます。



## 8 一時預かり事業

### ①認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

認定こども園の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休暇中に教育を行う事業で、いわゆる「預かり保育」を指します。

#### ◆量の見込み

国の手引きに準じて、家庭類型ごとに、将来の児童人口とニーズ調査結果による利用意向率を乗じて量の見込みを算出し、これを合算した結果を量の見込みとします。なお、2号認定を対象とする量の見込みはありません。

	推 計 値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	延 270 人	延 284 人	延 277 人	延 266 人	延 259 人
②確保量	延 270 人	延 284 人	延 277 人	延 266 人	延 259 人
確保の内容 (実施場所)	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

#### ◆確保方策と今後の方針

町内の認定こども園5園全てで事業を実施していることから、今後は人材の確保などにより、提供体制の確保に努めます。

### ②幼稚園型以外

保護者が病気や急用の場合などに、保育所などで一時的に子どもを預かる事業です。

#### ◆量の見込み

主に在宅児が利用する事業ですが、国の手引きでは0～5歳の全ての児童を対象とした算出となっています。国の手引きに基づく算出では実態と大きく乖離するため、平成30年度の利用率を将来の児童人口に乘じ、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	延 78 人	延 81 人	延 80 人	延 78 人	延 77 人
②確保量	延 78 人	延 81 人	延 80 人	延 78 人	延 77 人
確保の内容 (実施場所)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

#### ◆確保方策と今後の方針

今後も、事業者の意向などを踏まえながら、事業を継続できるように努めます。

## 9 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院や保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを行う事業です。

### ◆量の見込み

国の手引きに基づく算出では実態と大きく乖離するため、過去5年間（平成27年度～平成30年度）の利用率のうち、将来の児童人口に乘じ、もっとも高い率を量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	延 145 人	延 150 人	延 146 人	延 143 人	延 141 人
②確保量	延 145 人	延 150 人	延 146 人	延 143 人	延 141 人
確保の内容 (実施場所)	小豆島中央病院（1か所）				

### ◆確保方策と今後の方針

今後も、事業者の意向などを踏まえながら、事業を継続できるように努めます。

## 10 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をして欲しい人（依頼会員）と、育児の援助をしたい人（提供会員）が会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

### ◆量の見込み

国の手引きに基づく算出は、小学生の放課後のニーズを求めることとなっています。アンケート調査の結果、わずかながらニーズが見込まれます。

		推 計 値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	低学年	9人	9人	9人	9人	9人
	高学年	10人	10人	10人	9人	9人
確保の内容		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

### ◆今後の方針

子育てボランティアが小規模で実施していましたが、提供会員の人材不足および依頼会員が少ないことから、現在は休止状態となっています。提供会員の増加を図るための気運の醸成に努めます。

## 11 妊婦健康診査事業

母子健康法第 13 条の規定により、本町に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

### ◆量の見込み

ニーズ調査によらず推計することになっています。本町では、健診の最大回数（14 回）を将来の児童人口に乘じ、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①量の見込み	延 1,008 回	延 1,092 回	延 1,064 回	延 1,036 回	延 1,008 回
②確保量	延 1,008 回	延 1,092 回	延 1,064 回	延 1,036 回	延 1,008 回
確保の内容	対象者に妊婦健診助成券を交付				

### ◆確保方策と今後の方針

ハイリスク妊婦の把握のため、医療機関との連携を強化することで、関係者が共通認識のもと妊娠期からの支援ができるよう努めます。



## 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

### ◆確保方策と今後の方針

本事業は、新制度に移行していない園に通う低所得世帯が対象となっています。本町には新制度に移行していない園はなく、該当者はいないと考えられます。

## 13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

### ◆確保方策と今後の方針

今後、新規事業者の参入があった場合は、事業の導入について検討しますが、主に小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育、認定こども園などについて多様な担い手・事業者が参画できるよう努めます。

## 土庄町第2期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行 土庄町役場 企画課

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町甲 559 番地 2